

森林整備地域活動支援対策
制度の解説
【一問一答】

林野庁 森林利用課
令和8年7月更新

（はじめに）

近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生するなど、このままでは国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障を来たしかねない事態が生じています。

一方、森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）第 12 条第 2 項は、「国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとする。」と規定されています。

このようなことから、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、①森林経営計画による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項も含む計画を作成し森林施業の集約化を促進する「森林経営計画作成促進」、②森林施業等の実施の前提となる境界の明確化を促進する「森林境界の明確化」、③森林施業等の合意形成に必要な森林所有者を確認する「森林所有者の探索」及び、④森林経営計画の作成や森林境界の明確化に必要となる既存路網の簡易な改良を行う「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の地域活動に対して「森林整備地域活動支援対策」による支援を実施しています。

目 次

（「※」は、地方公共団体向け）

1. 基本的事項

1-1	支援を受けるにはどうしたらよいのか。	2
1-2	交付対象者の要件はなにか。	2
1-3	森林所有者が自己の所有する森林において森林情報の収集活動や境界の明確化等の地域活動を実施できる（交付対象者になれる）のか。	3
1-4	複数の者がまとまって一つの協定を締結することは可能か。	3
1-5	施業の集約化等に取り組むのであれば大企業でも交付対象者になれるのか。	4
1-6	対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合に、対象森林内において地域活動を行う前に地域活動の実施等について書面等により森林所有者の同意を得る必要性はなにか。	4
1-7	交付対象者が地域活動を他の者に委託することは可能か。	5
1-8	それぞれの地域活動のメニューを同一対象森林において同一時期に実施できるか。	5
1-9※	森林整備地域活動実施協定の期間はいつまで設定できるのか。	7
1-10※	「治山事業による森林整備が行われた森林又は行われることが確実な森林」は対象となるのか。	7
1-11	森林整備地域活動実施協定を締結し、地域活動を実施した森林において、森林経営管理法第6条第1項により森林所有者が経営管理権集積計画を定めるべきことを申し出た場合の取り扱いはどうなるのか。	8
1-12※	複数の者が同一の森林において地域活動を行いたいと申し出てきた場合、対象森林が重複することはあるのか。	8

2. 森林経営計画作成促進に対する支援

2-1-1	具体的な事業内容はなにか。	10
2-1-2※	実施要領の別表2の2の1の表中、（1）の事業内容欄にある①森林情報の収集ではどのような情報を収集するのか。	10
2-2-1	どのような森林が地域活動の対象となるのか。また、その考え方は。	13
2-2-2	どのような森林が対象とならないのか。また、その考え方は。	13
2-3-1	森林整備地域活動実施協定の内容はどのようなものか。	15

2-3-2	実施計画書の具体的な内容はなにか。	17
2-3-3	森林整備地域活動実施協定の締結はどのような手続により行うのか。	19
2-3-4	対象森林内において、「経営委託」と「共同計画等」が混在することは可能か。	20
2-3-5※	森林整備地域活動実施協定の内容に変更が生じる場合はどうすれば良いか。	20
2-3-6	森林整備地域活動実施協定の変更はどのような手続により行うのか。	21
2-4-1	交付金の上限額の算出方法は。	23
2-4-2	不在村森林所有者に対する合意形成活動の加算措置の対象経費はなにか。	23
2-4-3	積算基礎森林の面積の確認はどのように行うのか。	23
2-4-4	森林経営計画を策定することの同意書の具体的な内容は。	24
2-4-5	間伐を実施することの同意が得られたことが確認できる書類の内容は。	25
2-4-6	森林所有者等の合意のもと森林情報の収集などを実施したが、結果として森林経営計画の作成への合意が得られなかった場合その地域活動に要した経費は認められないのか。	26
2-4-7	森林経営計画を策定する期限はあるのか。	26
2-4-8	「経営委託」又は「間伐促進」の積算基礎森林に計上した森林について間伐を実施する期限はあるのか。	27

3. 森林境界の明確化に対する支援

3-1-1	具体的な事業内容はなにか。	29
3-1-2	地域活動の事業内容は全て実施しなければならないか。	29
3-1-3	「森林境界の明確化」を実施した森林について、森林経営計画を策定しなければならないか。	30
3-1-4※	「森林境界の測量」で行う測量の精度等について基準等あるのか。	30
3-1-5	「地上法（精度の高い測量）」における「性能の高い機器」とはどのような機器を指すのか。また、測量成果はどのように整理するのか。	31
3-1-6	「基準点等」とは、どのような点が対象となるのか。	32

3-1-7※	「地上法（精度の高い測量）」において事業実施主体が測量法第33条第1項に定める「作業規程」を定めていない場合は支援の対象と はならないのか。	32
3-1-8	「航測法」において活用する航空レーザ計測の成果（リモセンデー タ）はどのようなものを使用すればよいか。	33
3-1-9※	森林境界案を作成した森林において、同一年度内に森林所有者への 合意形成活動が可能となった場合の手続き如何。	34
3-1-10	森林境界案を作成した森林は、その後、森林所有者との合意形成に より境界の確定が必要だが、いつまで合意形成を行わなければなら ないか。	34
3-1-11	「森林境界案の作成」メニューにおける、森林境界推測図の確認を 得る地元精通者とは、どのような者か。	35
3-2-1	どのような森林が対象となるのか。また、その考え方は。	38
3-2-2	どのような森林が対象とならないのか。また、その考え方は。	38
3-2-3	リモートセンシングデータにより森林境界案を作成する森林は、一 定の区域を面的に取り組むこととなるが、当該区域内において過去 に境界明確化を行った森林が含まれる場合の対応如何。	39
3-3-1	森林整備地域活動実施協定の内容はどのようなものか。	41
3-3-2	実施計画書の具体的な内容はなにか。	44
3-3-3	森林整備地域活動実施協定の締結はどのような手続きにより行うの か。	46
3-3-4	森林境界案作成後の所有者との合意形成と、境界が不明瞭な森林で 実施する森林境界の測量とあわせて協定を締結することは可能か。	47
3-3-5※	森林整備地域活動実施協定の内容に変更が生じる場合はどうすれば 良いか。	47
3-3-6	森林整備地域活動実施協定の変更はどのような手続きにより行うの か。	48
3-3-7※	地籍調査との連携はどのように行うのか。	49
3-4-1	交付金の上限額の算出方法は。	51
3-4-2	森林境界案作成後の森林所有者との合意形成には、森林整備地域活 動支援対策の支援は受けられるか。	51
3-4-3	不在村森林所有者に対する合意形成活動等の加算措置の対象経費は なにか。	51
3-4-4	積算基礎森林の考え方。	52

3-4-5	積算基礎森林の面積の確認はどのように行うのか。	53
3-4-6	森林境界の合意が得られていることを確認できる書類（確認書）の具体的な内容はなにか。	54

4. 森林所有者の探索に対する支援

4-1-1	具体的な事業内容はなにか。	56
4-1-2※	戸籍、住民票、課税台帳はどのようにして収集するのか。	56
4-1-3	登記簿情報を収集する活動経費は支援対象となるのか。	57
4-1-4	森林所有者が死亡していた場合、どこまでの探索が必要か。	57
4-2-1	どのような森林が対象となるのか。また、その考え方。	61
4-2-2	森林境界の明確化において、明確化を進める森林に隣接する森林の所有者が不明だった場合、隣接者の探索は支援の対象となるのか。	61
4-3-1	森林整備地域活動実施協定の内容はどのようなものか。	63
4-3-2	実施計画書の具体的な内容はなにか。	64
4-3-3	森林整備地域活動実施協定の締結はどのような手続により行うのか。	66
4-3-4	「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」とあわせて「森林所有者の探索」を行うことは可能か。	67
4-3-5	森林整備地域活動実施協定の変更はどのような手続により行うのか。	67
4-4-1※	積算基礎森林の考え方。	70

5. 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備に対する支援

5-1-1	具体的な事業内容はなにか。	72
5-2-1	対象森林の考え方。	74
5-2-2	地域活動の実施箇所は対象森林内に限定されるのか。	74
5-3-1	森林整備地域活動実施協定の内容はどのようなものか。	76
5-3-2	森林整備地域活動実施協定の締結はどのような手続により行うのか。	78

5-3-3	「森林経営計画作成促進」「森林境界の明確化」の森林整備地域活動実施協定締結後に新たに「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の地域活動を追加する場合の手続は。	78
5-3-4	森林整備地域活動実施協定の変更はどのような場合に行うこととなるのか。また、その手続はどのように行うのか。	78
5-4-1	交付金の上限額の算出の方法と積算基礎森林の考え方。	80
5-5-1※	標示票の作成及び掲示について。	82

6. 実施状況報告書等

6-1	地域活動等の実施結果を踏まえた報告書について。	84
6-2	対象行為の実施状況報告書の具体的内容。	84
6-3	施業等の実施状況報告書の具体的内容。	88
6-4※	「森林経営計画作成促進」の実施状況報告書の積算基礎森林面積にある「成果を提供する森林」についてはどのような成果を提供すればよいか。	89
6-5※	地域活動の終了後に市町村長に実施状況報告書を提出することとなっているが、複数年の協定を締結して地域活動を行っている場合は全ての地域活動が終了してからでないといけないのか。（精算のタイミングの話）	90
6-6	地域活動にかかる経費はなにか。	91
6-7	地域活動にかかる経費はどのように算出するのか。	92
6-8※	対象行為の実施状況報告書の確認はどのように行うのか。	93
6-9※	施業等の実施状況報告書の確認はどのように行うのか。	94

7. 事業の中止及び返還等

7-1	交付金の返還はどのような場合に行われるのか。	96
7-2	交付金の返還が免除されるのはどのような場合か。	97

8. 交付金の会計経理

8-1	補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すべき証拠書類とは、どのようなものか。	99
-----	--	----

8-2 ※	補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すべき証拠書類とは、どのようなものか。	100
-------	--	-----

9. その他

9-1	国からの交付金はどのような流れで交付対象者に交付されるのか。	102
9-2	交付決定前に着手する場合のやむを得ない事情とはなにか。	103
9-3	森林整備地域活動支援対策交付金の適切な実施及び返還について（会計検査院の实地検査結果から）。	103
9-4 ※	森林整備地域活動実施協定締結後に実施要領が改正された場合の協定の扱いはどのようにするのか。	107

参考

「森林境界の明確化」事業実施の手引き	108
森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について	111
森林整備地域活動支援対策交付金の変遷	117

1 基本的事項

【１－１】 支援を受けるにはどうしたらよいのか。

(答)

地域活動に対する支援のメニューには、

- ① 地域活動の対象森林において面的なまとまりを持って、作業路網や森林の保護に関する事項も含めた森林経営計画の作成を支援する「森林経営計画作成促進」
 - ② 森林施業等の実施の前提となる森林境界の測量等の活動を支援する「森林境界の明確化」
 - ③ 森林施業等の合意形成に必要な森林所有者を確認する「森林所有者の探索」
 - ④ 森林経営計画の作成又は森林境界の明確化に必要な既存の作業路網の簡易な改良を支援する「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」
- があります。

この地域活動に対する支援を受けるためには、地域活動を行おうとする森林の所在する市町村長（以降「市町村長」という。）と地域活動の着実な推進を図るために森林整備地域活動実施協定を締結する必要があります。

森林整備地域活動実施協定の締結後、その協定に沿って地域活動を実施し、その結果を取りまとめた「対象行為の実施状況報告書」を市町村長へ報告してください。

報告を受けた市町村長が「対象行為の実施状況報告書」等を確認し、その結果が適正であれば市町村長から森林整備地域活動実施協定を締結した者（以降「協定締結者」という。）に交付金が交付されます。

なお、「森林経営計画作成促進」の地域活動を行った場合は、交付金の交付後にも森林経営計画の認定後又は間伐の実施後には市町村長に「施業等の実施状況報告書」を報告する必要があります。

【１－２】 交付対象者の要件はなにか。

(答)

交付対象者は、地域活動の着実な推進を図るため、市町村長と森林整備地域活動実施協定を締結し協定に沿って地域活動を行う者及び市町村としています。

また、森林所有者、林業事業体等で構成する地域協議会を組織した場合についても市町村長と協定を締結すれば交付対象者となり得ます（地域協議会などで市町村が事務局となる場合は規約等を作成し、経理を区分するなど、市町村とは別人格であることを明らかにしてください）。

【１－３】 森林所有者が自己の所有する森林において森林情報の収集活動や境界の明確化等の地域活動を実施できる（交付対象者になれる）のか。

（答）

森林整備地域活動支援対策は、森林施業意欲の低下した森林所有者の森林の施業を集約化しようとする森林所有者や林業事業体等が行う活動に対して支援を行う事業です。

林業を取り巻く厳しい状況に鑑みると、森林所有者といえども自己の所有する森林の全てについて、現況を正確に把握していない場合が考えられます。

このため、対象森林の要件を満たせば、上記のような森林所有者が、自己の所有する森林も含めて地域活動を行うことは可能です。

ただし、「森林経営計画作成促進」メニューで自己の所有する森林での交付単価は、地域活動の種別である「共同計画等」の単価を適用することになります（間伐を実施するための「経営委託」及び「間伐促進」の単価は適用されません）。

なお、市町村と交付対象者との協定締結以降、交付対象者が協定の対象とする森林の買い入れにより所有権を移転し、自己の所有する森林となった場合にあっては、買い入れた森林部分について、「経営委託」又は「間伐促進」の積算基礎森林として計上することを可能とします。ただし次期の森林経営計画作成等における協定締結時には自己の所有する森林として適用することになります。

森林境界の明確化にあっては、隣接所有者等（隣接所有者から委任された地元精通者）の立会を求めずに、自己の所有する森林の境界を明確化しただけでは対象とはなりません。

【１－４】 複数の者がまとまって一つの協定を締結することは可能か。

（答）

森林経営計画は面的なまとまりを有していることが要件となっていることから、より広域な森林について面的にまとまりを確保して森林経営計画の策定を目指すことが必要であり、また、事務や手続きの簡素化の観点から、複数の者がまとまって一つの協定を締結することは可能です。

【１－５】 施業の集約化等に取り組むのであれば大企業でも交付対象者になれるのか。

（答）

大企業であっても、自社所有林以外の私有林において地域活動に取り組むのであれば交付対象者となることは可能です。ただし、自社所有林を積算基礎森林に計上することはありません。

【１－６】 対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合に、対象森林内において地域活動を行う前に地域活動の実施等について書面等により森林所有者の同意を得る必要性はなにか。

（答）

交付対象者と森林所有者及び森林所有者から委任を受けた代理人（以降「森林所有者等」という。）が異なる場合は、交付対象者が森林所有者等との同意が曖昧なまま森林に立ち入って訴訟となるようなことを避けるため、地域活動を実施する前に地域活動を行うこと等について森林所有者等の書面等による同意を得ることとしています。（書面により同意を取得する場合は以下「同意書の参考例」をご活用ください）

既に長期施業受委託等により、交付対象者が森林所有者等より同様の了解を得ている場合は、当該受委託契約に基づき省略はできます。

なお、森林整備地域活動実施協定締結後に、森林所有者等から地域活動を行うこと等について同意を得るのに必要な経費についても、地域活動に要した経費として対象経費に含めることができます。

また、森林所有者の負担を軽減するために、森林経営計画を策定することの同意（「【２－４－４】森林経営計画を策定することの同意書の具体的な内容は。」を参考にしてください。）も同時に得ることができる場合は、その内容を同意書に盛り込むことで簡略化することもできます。

【同意書の参考例】

同 意 書

森林の有する多面的機能の十分な発揮に向けて森林経営計画を策定するに当たり、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月３０日付け４林政経第８９９号林野庁長官通知）に規定する下記の事業を実施すること及び下記森林に立ち入ることに同意します。

（森林経営計画作成の場合）

また、森林経営計画作成促進の実施に当たっては、速やかに森林経営計画を策定す

ることに同意します。

(実施者が市町村の場合)

なお、事業実施に当たり、森林簿、森林基本図及び林地台帳の情報を委託事業者へ交付・閲覧させることに同意します。

記

1 実施する事業・内容

①森林経営計画作成促進

森林経営計画作成に向けた必要な情報の収集、森林の調査、合意形成活動

②森林境界の明確化

森林境界の明確化に向けた必要な情報の収集、境界の測量、合意形成活動

③森林所有者の探索

所有者不明森林の所有者探索、確認

④森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

対象森林に到達するまでの既存作業路網の簡易な補修

2 対象となる森林の所在地

〇〇市(町村)

〇〇字 〇〇番地〇〇林班 〇〇小班

3 地域活動を行う者

住所：

事業者名：

代表者名：

担当者名：

連絡先：

〇〇年〇〇月〇〇日

森林所有者

住 所 氏 名

「1 実施する事業・内容」については実施する地域活動に応じ記載してください。

【1－7】 交付対象者が地域活動を他の者に委託することは可能か。

(答)

地域活動を他の者に委託することは可能です。

ただし、基本的には交付対象者が地域活動を行うものと考えますが、第三者に委託することが合理的・効率的であると認められる場合に限り、地域活動の一部を委託することができます。なお、委託内容については十分に検討してください。

なお、地域活動を委託する場合は、地域活動の終了後に市町村長へ提出する「対象行為の実施状況報告書」の実行経費や実施状況等について、交付金の透明性を確保する観点から交付対象者が地域活動を実施する場合の考え方と同程度に整理する必要があることから、委託契約時に地域活動の実施日、実施者、実施箇所等が明記された作業日誌、出役簿等や地域活動の実施状況を撮影した写真等の書類の作成、保管について契約事項等に加えるなどの対応をお願いします。

【１－８】 それぞれの地域活動のメニューを同一対象森林において同一時期に実施できるか。

（答）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月３０日付け４林政経第８９９号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）の別表２の２の１の表中、メニュー欄の（１）～（４）のメニューのうち同一対象森林において同一時期に実施できる事業については、下表のとおりです。その場合は、同一時期に並行して実施することがわかるよう、森林整備地域活動実施協定（実施計画書含む）に明記してください。

なお、基金を財源とした場合には、同一対象森林において同一の地域活動を複数年（３年以内に限る）にまたがって実施する場合がありますが、その場合でも協定等にその旨を明記し、年度ごとに実施計画や実績報告を提出する（させる）など、事業の進捗を適切に管理してください。

【補足説明】

（１）の「森林経営計画作成促進」メニューのうち、②「共同計画等」と③「間伐促進」の間については、「間伐促進」が既に森林経営計画作成済みの森林において実施することが前提であるため、「共同計画等」と同一対象森林において同一時期では実施できません。

（２）の「森林境界の明確化」メニューのうち航測法と（４）「森林経営計画作成促進・森林境界の明確化に向けた条件整備」の間については、航測法が現地での測量や立会を必要としない手法であることを鑑み、同一対象森林において同一時期では実施できません。

（３）の「森林所有者の探索」メニューは、事前に「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」等の取組による所有者の確認結果から、所有者不明森林リストを作成し、そのリストに基づいて「森林所有者の探索」の協定締結になることから、リストが作成されていない状態で「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」と併せて「森林所有者の探索」の協定締結はできません。ただし、別事業等で事前にリストが作成されている場合を除きます。

○同一対象森林において同一時期に実施できる事業

		(1) 森林経営計画作成促進			(2) 森林境界の明確化				(3) 森林所有者の探索	(4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備
		①経営委託	②共同計画等	③間伐促進	地上法		航測法			
					①簡易な測量	②精度の高い測量	①航測法	②森林境界案の作成		
(1) 森林経営計画作成促進	①経営委託		※1	※1	○	○	○	○	※2	○
	②共同計画等	※1		×	○	○	○	○	※2	○
	③間伐促進	※1	×		○	○	○	○	※2	○
(2) 森林境界の明確化	地上法	①簡易な測量	○	○	○	※1	※1	※1	※2	○
		②精度の高い測量	○	○	○	※1	※1	※1	※2	○
	航測法	①航測法	○	○	○	※1	※1	※1	※2	×
		②森林境界案の作成	○	○	○	※1	※1	※1	※2	×
(3) 森林所有者の探索		※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2		×
(4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備		○	○		○	○	×	×	×	

※1 相互に実施タイプが混在することは可能。ただし、積算基礎森林を明確に切り分け、必要に応じ協定書や実施計画の記載内容を整合させた上で実施すること。

※2 事前に所有者不明森林リストを作成している場合に限り、実施可能。

※3 「①航測法」と「②森林境界案の作成」との間で積算基礎森林を明確に切り分けて、協定等の変更手続きを行うことを前提に実施可能（一問一答【3-1-9】参照）。

【１－９】 森林整備地域活動実施協定の期間はいつまで設定できるのか。

(答)

森林整備地域活動実施協定の協定期間は、地域活動に対して適切な期間を設定してください。ただし、協定期間が3年を越える場合であっても支援を受けられる期間は3年間となります（「【6－5】地域活動の終了後に市町村長に実施状況報告書を提出することとなっているが、複数年の協定を締結して地域活動を行っている場合は全ての地域活動が終了してからでないといけないのか。（精算のタイミングの話）」を参考にしてください）。

なお、森林境界の明確化メニューの「森林境界案の作成」と、その後の森林所有者との合意形成活動は一体的な活動であるため、両方の活動期間を含めた協定期間としてください。

※地方公共団体向け

予算措置は、基金又は単年度予算若しくは双方の予算で対応することとなりますが、地域活動の終了見込み時期について事前に聴取し、毎年度の事業計画に計上し計画的な実行に努めてください。

【１－１０】 「治山事業による森林整備が行われた森林又は行われることが確実な森林」は対象となるのか。

(答)

「森林経営計画作成促進」並びに「森林境界の明確化」の対象とする森林に「治山事業による森林整備が行われた森林又は行われることが確実な森林」が含まれている場合には、対象森林から除外してください。

ただし、治山事業が完了後、森林所有者等が保育や間伐等の間隔を踏まえ森林施業を

実施することが明らかである森林についてはこの限りではありません。

※地方公共団体向け

治山事業による森林整備等の計画については交付対象者（地域活動を行おうとする者）が把握することが困難な場合もあることから、市町村と都道府県（出先機関等）との間で日頃から情報連絡を行い、治山事業による森林整備の計画については市町村から交付対象者（地域活動を行おうとする者）に助言等をお願いします。

【１－１１】 森林整備地域活動実施協定を締結し、地域活動を実施した森林において、森林経営管理法第６条第１項により森林所有者が経営管理権集積計画を定めるべきことを申し出た場合の取り扱いはどうなるのか。

（答）

森林整備地域活動実施協定に基づき地域活動を実施し、交付金の交付を受けた森林において、その後、森林所有者の申し出により市町村が経営管理権集積計画の公告を行った場合、

実施要領の別表２の２の１の表中、メニュー欄の（１）森林経営計画作成促進のメニューについては、森林経営計画が未作成又は間伐の未実施分については交付金の返還の対象となります。

実施要領の別表２の２の１の表中、メニュー欄の（２）～（４）のメニューについては、返還不要です。

なお、交付金の交付前にあっては、森林整備地域活動実施協定の変更等をするようになります。

※地方公共団体向け

【１－１２】 複数の者が同一の森林において地域活動を行いたいと申し出てきた場合、対象森林が重複することはあるのか。

（答）

複数の者から同一の森林において地域活動を行いたいと申し出があった場合には、対象森林が重複しないよう森林整備地域活動実施協定締結時に市町村において確認をお願いします。もし、対象森林の重複があった場合は、地域活動を行おうとする者と話し合いを行うなどの方法により調整するようお願いします。

2 森林経営計画作成促進に対する支援

1 事業内容等

【２－１－１】 具体的な事業内容はなにか。

（答）

森林経営計画作成促進メニューの具体的内容は、実施要領の別表２の２の１の表中、（１）の事業内容欄に記載のとおりです。

また、地域活動にあたって、以下の点に注意が必要です。

- ・ 交付対象者が森林所有者等から森林経営計画の策定等の同意を得る際には、森林経営計画案及び施業提案書等の内容について詳細に説明し、施業等の実施前に森林所有者等が翻意しないよう丁寧な対応が必要です。
- ・ 路網線形及び森林境界の状況確認には、森林経営計画区域内の関係者にかかわらず、隣接及び近隣の森林所有者等を含めた説明会等を実施して同意を得ておくことが必要です。

【２－１－２】 実施要領の別表２の２の１の表中、（１）の事業内容欄にある①森林情報の収集ではどのような情報を収集するのか。

（答）

①情報の収集では、森林簿等の書類や現地踏査による情報の収集を想定しています。

なお、収集する森林情報は以下の様式に定める項目を想定していますが地方公共団体において森林簿及び林地台帳に必要な調査項目が追加等されている場合があるので市町村に確認をしてください。

【森林情報収集活動結果一覧表】

森林情報収集活動結果一覧表															
実施者名：〇〇〇〇（協定の代表者） メニュー名：森林経営計画作成促進															
森林の所在	所有者名	所有者 現住所	区域 面積	林 齢	樹 種	成 立 本 数	材 積	平 均 傾 斜 角	傾 斜 方 向	林 道 か ら の 距 離	作 業 道	歩 道	作 業 道 の 開 設	境 界	備 考
			(ha)	(年)		(本/ha)	(m ³)	急/中/緩		(m)	有/無	有/無	不可/難 /普/易	明/不	
〇〇〇-〇〇	〇〇〇〇		5.39	35	スギ	2,500	1,800	中	南東	50	有	有	易	明	

※地方公共団体向け

収集する森林情報は上記の様式に定める項目を想定していますが、都道府県及び市町村において森林簿および林地台帳に必要な項目があれば適宜追加してもかまいません。ただし、項目を削除することはできません。

平成 30 年度の「意向調査の準備推進」により実施した区域を対象とする場合は、「意向調査の準備推進」の地域活動の調査結果を活用するものとします。

2 森林経営計画作成促進に対する支援

2 対象森林

【２－２－１】 どのような森林が地域活動の対象となるのか。また、その考え方は。

（答）

実施要領別表２の２の１の（２）の①のアに記載されている森林が、森林経営計画作成促進メニューの対象森林となります。なお、一度「森林経営計画作成促進」の支援を受けた森林であっても、森林経営計画の終了が見込まれ、新たに森林経営計画を作成する場合は支援対象になります。

森林経営計画は、面的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としており天然林も対象森林とすることができます。

【２－２－２】 どのような森林が対象とならないのか。また、その考え方は。

（答）

「森林経営計画作成促進」での対象森林とならない森林は実施要領別表２の２の１の（２）の①のオに記載されている森林となります。また、そのうち（イ）～（エ）の森林を対象外としている理由は次のとおりです。

「（イ）国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林」は、造成に別途国費が措置されていることから、交付の重複を避ける必要があるため。

「（ウ）中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林」は、大企業が所有する森林を指しており、計画的・一体的な施業が、全国的な規模の企業経営の観点から、企業活動の一環として確保されると見込まれる。このため、森林施業意欲が低下した森林所有者の森林について、施業を集約化するために林業事業体等が行う「森林経営計画作成促進」の対象とする必要はないため。

「（エ）国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人が所有している森林」は、いわゆる「演習林」が中心となるが、当該森林については、その管理費用を含む運営費交付金が文部科学省から別途交付されることから対象とする必要はないため。

2 森林経営計画作成促進に対する支援

3 協定

【２－３－１】 森林整備地域活動実施協定の内容はどのようなものか。

(答)

森林整備地域活動実施協定は、市町村長と交付対象者との間で締結されるものであって、協定書の作成に当たっては、以下の記載例を参考にしてください。

また、森林整備地域活動実施協定には以下の書類を附属書類として添付してください。

ア 森林計画図等を基に作成した地域活動を行おうとする森林の所在（小班（地番））を明示した図面（既存の図面がある場合には、それらを活用できるよう縮尺について特段定めはありません）。

イ 交付対象者が地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施予定時期が確認できる書類（実施計画書）。

【協定書の記載例】

森林整備地域活動実施協定
(「森林経営計画作成促進」)

(目的)

第１ この協定は、〇〇市【町村】長と第２に定める森林において地域活動を行おうとする者との合意の下、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施を通じた適切な森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、森林経営計画の策定に必要となる地域における活動の実施等に関する事項を定める。

(協定の対象とする森林)

第２ 協定の対象とする森林は、以下のとおりとする。

森林の所在	面積	備考

(交付金の交付の要件等)

第３ 〇〇市【町村】長は、協定に基づき適正に地域活動が行われたと認める場合には、予算の範囲内において協定締結者に交付金を交付する。

２ 交付金の積算基礎森林となる森林は、第２の協定の対象とする森林のうち、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月３０日付け４林政経第８９９号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）別表２の２の１の（２）の③のアの（ア）のｂに該当する森林とする。

３ このほか、交付金の交付及びその返還については、実施要領別表２の２の１に基づくものとする。

(協定の期間)

第4 協定の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(協定の廃止又は変更の方法)

第5 協定締結者は、この協定の全部又は一部を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ〇〇市【町村】長に申し出なければならない。

2 〇〇市【町村】長は、この協定の全部又は一部を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ協定締結者に通知しなければならない。

(地域活動の実施状況を示す書類等の整備)

第6 協定締結者は、次のアからオまでに掲げた書類等を整備するものとする。

- ア 対象行為の実施日、実施者、実施箇所等が明記された作業日誌、出役簿、実施計画書等の書類
- イ 対象行為の実施箇所の現況を撮影した写真
- ウ 対象行為の実施箇所の見取り図
- エ 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- オ 対象行為に要した経費を証する書類

(その他)

第7 〇〇市【町村】長は、協定締結者から提出された報告書を都道府県知事に提供し、森林簿への反映するものとする。

2 協定締結者は、地域活動の実施後、森林経営計画を作成することの合意が得られた森林については、特段の理由がない場合、報告書の提出の翌年度までに森林経営計画を策定するものとし、森林経営計画が作成された場合には速やかに〇〇市【町村】長に申し出るものとする。

上記協定の締結に同意します。

〇〇年〇〇月〇〇日

地域活動を行う者 住 所
氏 名

〇〇市【町村】長 氏 名

【２－３－２】 実施計画書の具体的な内容はなにか。

（答）

実施計画書は、森林整備地域活動実施協定の締結申出書（「【２－３－３】森林整備地域活動実施協定の締結はどのような手続きにより行うのか。」に書面の例を記載）と併せて市町村長へ提出するものであり、①から③の点を記載してください。

- ① 森林経営計画作成を目指すものであり、森林経営計画の認定基準を満たす面積以上の森林を対象として実施するものか。
- ② 交付金の資金計画を立てる目安となるものとして、協定期間の各年度の交付金額の見込みがわかるよう森林（団地）ごとに
 - ア 積算基礎森林面積（「経営委託」「共同計画等」「間伐促進」ごと）の面積見込み
 - イ 経営計画の作成の目標年度（地域活動の実施予定時期）
- ③ 対象森林全体としての対象行為の実施期間

以下に実施計画書の一例を示しますが、これに限らず、例えば、対象森林の位置図に上記の①から③までがわかるよう必要事項を書き込むといったものでもかまいません。

【実施計画書の例】

森林経営計画作成促進実施計画書

1 対象行為の実施者

氏 名
住 所
連絡先

2 実施計画期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 実施計画の内容

森林経営計画の作成目標年度	対象行為の実施時期	森林経営計画を作成しようとする森林		積算基礎森林の見込み						備考	
		森林の所在	面積 (ha)	経営委託		共同計画等 (ha)	間伐促進 (ha)		不在村加算 (ha)		
				(ha)	間伐実施 年度			間伐実施 年度			
○年度	○年○月～■年○月	●林小班外●か所	200.00	60	■年度						属地計画
○年度	○年○月～■年○月	●林小班外●か所	45.00			35.00					属地計画
■年度	■年●月～△年●月	●林小班外●か所	45.00				20.00	令和○年度			
△年度	△年●月～★年●月	●林小班外●か所	45.00				15.00	令和●年度			

※「対象行為の実施時期」欄には、実施予定期間を月単位で記載する。

※「森林経営計画を作成しようとする森林」欄には、森林経営計画を作成しようとする森林全体について記載し、公有林、大企業有林など対象森林から除外される森林も含むものとする。

※備考欄には、作成する森林経営計画について、「属地計画」又は「属人計画」を記載してください。

※「間伐促進」の実施を計画する場合には、「森林経営計画の作成目標年度」欄を「森林経営計画の策定年度」に、「森林経営計画を作成しようとする森林」を「森林経営計画を作成した森林」に読み替える。

4 地域活動の実施箇所及び森林経営計画の策定を目指す区域を示した図面

別添のとおり

【２－３－３】 森林整備地域活動実施協定の締結はどのような手続きにより行うのか。

（答）

地域活動を行おうとする者（交付対象者）が、市町村長に森林整備地域活動実施協定の締結申出書及び事業実施期間を通じた地域活動の実施計画書を併せて提出し、これに市町村長が同意したときに協定が締結されることとなります。

【市町村長へ申し出る場合の書面の例】

森林整備地域活動実施協定の締結申出書
（「森林経営計画作成促進」）

〇〇年〇〇月〇〇日

市 町 村 長 殿

住所氏名

〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇 〇〇

・

・

・

・

別紙の森林整備地域活動実施協定を締結したいので、同意されるよう協議の申出をします。

（別紙）協定書、附属書類（実施計画書等）

【市町村長の同意書の例】

森林整備地域活動実施協定の締結の同意書
（「森林経営計画作成促進」）

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

市町村長

〇〇年〇〇月〇〇日に申出のあった〇〇地区森林整備地域活動実施協定の締結について、同意します。

※ 協定を締結した地域活動を行おうとする者に対し、協定書とともに送付。

【２－３－４】 対象森林内において、「経営委託」と「共同計画等」が混在することは可能か。

（答）

「森林経営計画作成促進」の種別である「経営委託」と「共同計画等」は対象森林内において、地域活動の結果、森林経営委託契約を締結し且つ間伐実施の同意が得られた「経営委託」又は森林経営計画作成のみにとどまった「共同計画等」のいずれの支援を受けるかが決まるものであり、「経営委託」と「共同計画等」が混在することはありません。

また、森林整備地域活動実施協定時に予めどちらかに定めて協定を締結する必要はありませんが、地域活動の計画（見込みとして）がある場合はその内容を実施計画書等に記載してください。

【２－３－５】 森林整備地域活動実施協定の内容に変更が生じる場合はどうすれば良いか。

（答）

森林整備地域活動実施協定に記載された内容について現状との差異が生じた場合（例えば、協定の期間に変動があった場合や森林経営計画を作成しようとする森林の追加など）は、森林整備地域活動実施協定に定められた手続にしたがって協定の変更等を行う必要があるのでその旨を速やかに市町村長へ報告し相談してください。

なお、「積算基礎森林面積の見込み」については、地域活動の結果として決定されるものであり、見込みと異なる結果となることは多々あり得ると考えられるため、結果的に実施計画書と異なったとしても計画書の変更を行う必要はありませんが、地域活動を実施している中で大幅に積算基礎森林の見込みが変わる可能性が生じた場合などについては、予め市町村長に報告してください。

※地方公共団体向け

地域活動については、森林整備地域活動実施協定との締結申出書と併せて提出した実施計画書に基づき地域活動が行われることとなりますが、地域活動の実施箇所の追加などにより実施計画書のとおり地域活動が実施できなくなることが想定されますがこのような場合には、森林整備地域活動実施協定附属書類の実施計画書を変更することで、協定書の変更を行わないことも可能です。

また、「積算基礎森林面積の見込み」については、地域活動の結果（対象行為の実施状況報告）として決定されるものであり、見込みと異なる結果となることは多々あり得ると考えられるため、結果的に実施計画書と異なったとしても実施計画書の変更を行う必要はないと考えます。

【２－３－６】 森林整備地域活動実施協定の変更はどのような手続きにより行うのか。

(答)

森林整備地域活動実施協定の変更を行う場合の方法については、それぞれの協定において定めることとしており、森林整備地域活動実施協定の変更を行う場合には市町村長へ協定の変更申出書を提出することとなります。

【市町村長へ申し出る場合の書面の例】

森林整備地域活動実施協定の変更申出書
(「森林経営計画作成促進」)

〇〇年〇〇月〇〇日

市 町 村 長 殿

住所氏名

〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇 〇〇

・
・

・
・

〇〇年〇〇月〇〇日に締結した森林整備地域活動実施協定を別紙のとおり変更したいので、協定の変更に同意されるよう協議の申出をします。

別紙

協定の変更の理由及び協定の変更部分について記載。

【市町村長の同意書の例】

森林整備地域活動実施協定の変更の同意書
(「森林経営計画作成促進」)

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

市 町 村 長

〇〇年〇〇月〇〇日に申出のあった森林整備地域活動実施協定の変更について、同意します。

※ 協定を締結した地域活動を行おうとする者に送付。

2 森林経営計画作成促進に対する支援

4 交付額、交付単価

【２－４－１】 交付金の上限額の算出方法は。

（答）

交付金の交付額は、積算基礎森林の合計面積に、実施要領の交付単価を乗じた額が上限となります。

【２－４－２】 不在村森林所有者に対する合意形成活動の加算措置の対象経費はなにか。

（答）

不在村森林所有者を対象とした説明会の開催や不在村森林所有者に対する合意形成活動を行うに当たっての訪問や来訪にかかる旅費などの経費が対象になります。不在村森林所有者とは、実施要領の別表２の２の１の（２）の③のアの（ウ）のdの条件に合致するものとします。また、距離は運行距離とし、路線バスが通過しない区間や林道起点から自動車の乗り入れが可能な地点までの距離については、実測や地図ソフト等により計測した距離で確認してください。

旅費等については、市町村や森林組合等の出張に関する規定等に基づき、対外的に説明がつく範囲内で算定してください。

なお、「森林経営計画作成促進」と「森林境界の明確化」を併せて実施する場合には「不在村森林所有者加算」を二重に適用することはできません。

【２－４－３】 積算基礎森林の面積の確認はどのように行うのか。

（答）

基本的には森林簿の情報により行うものと考えますが、森林簿の情報と森林の現況がかけ離れている場合には現地調査の結果や森林所有者等からの聞き取りなどにより、もっとも正確だと判断される面積を使用してください。

【2－4－4】 森林経営計画を策定することの同意書の具体的な内容は。

(答)

地域活動を実施した結果、森林経営計画を策定することについて森林所有者等から同意が得られた森林については、森林所有者等の同意が得られたことを確認するために同意書を作成し、「対象行為の実施状況報告書」に添付してください。

また、実施要領別表2の2の1の(2)の③のアの(ア)のbの(b)に規定する、地域活動の成果を市町村に提供することにより積算基礎森林の面積に計上する森林については、書面による同意をとらなくても情報提供することができます。

ただし、森林所有者に対し郵送等による森林経営計画作成への同意を求める形成活動を図ったことや、相続等により森林所有者の異動したため現在の森林所有者を追跡できなかったことを整理した書類を提出する必要があります。

【同意書の参考例】

同 意 書

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）の別表2の2の1の(2)の⑤に規定する実施結果をとりまとめた報告書に報告した下記の対象森林については、速やかに森林経営計画を策定することに同意します。

記

＜対象となる森林の所在地＞

〇〇市 〇〇字 〇〇番地
〇〇字 〇〇番地

〇〇年〇〇月〇〇日

森林所有者 住 所
氏 名

【２－４－５】 間伐を実施することの同意が得られたことが確認できる書類の内容は。

（答）

地域活動を実施した結果、間伐を実施することの同意が得られた森林については、森林所有者等の同意が得られたことを確認するために同意書を作成し、「対象行為の実施状況報告書」に添付してください。

なお、既に林業事業体等と森林所有者等との間で、森林経営委託契約を締結し、当該委託契約に計画期間内に間伐を実施することの同意と同様の内容が含まれている場合は、当該契約書の写を添付することで同意書の提出を省略できます。

【同意書の参考例】

同 意 書

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）の別表２の２の１の（２）の⑤に規定する実施結果をとりまとめた報告書に報告した下記の対象森林については、〇〇年度〔※または〇〇～〇〇年度の間〕に間伐を行うことについて同意します。

記

<対象となる森林の所在地>

〇〇市 〇〇字 〇〇番地
〇〇字 〇〇番地

〇〇年〇〇月〇〇日

森林所有者 住 所
氏 名

【２－４－６】 森林所有者等の同意のもと森林情報の収集などを実施したが、結果として森林経営計画の作成への同意が得られなかった場合その地域活動に要した経費は認められないのか。

（答）

地域活動を実施した森林のうち、結果として森林経営計画を策定することの同意が得られなかった森林における活動経費も、協定単位における積算基礎森林面積に交付単価を乗じ算出した交付上限額の範囲内で交付金の交付を受けることができます。

また、同意が得られなかった森林においても地域活動により得た調査結果を市町村に提供すれば積算基礎森林とすることができます（市町村に提供することで、新たに森林経営計画を策定しようとする者がその調査結果を活用することができるため）。

※地方公共団体向け

地域活動により得た調査結果については、森林簿及び林地台帳へ反映し、当該森林を含めて新たに地域活動を行おうとする者が現れた場合は、市町村長の判断により必要な情報について提供等をお願いします。

【２－４－７】 森林経営計画を策定する期限はあるのか。

（答）

原則として、「対象行為の実施状況報告書」提出の翌年度までに森林経営計画を作成し市町村長の認定を受けてください。

対象森林の範囲が広く、複数年の協定を締結して地域活動を実施する場合に、森林経営計画の面積要件を満たさないものの、一部の合意形成ができた区域について「対象行為の実施状況報告書」を提出して交付を受けるような場合については、面積要件を満たす合意形成ができた時点で「対象行為の実施状況報告書」を提出し、翌年度までに森林経営計画の認定を受けてください。

【２－４－８】 「経営委託」又は「間伐促進」の積算基礎森林に計上した森林について間伐を実施する期限はあるのか。

（答）

当初の森林経営計画の計画期間内に間伐を実施する必要があります（森林経営計画の統合による森林経営計画終期の延長は認められません）。

また、策定した森林経営計画に基づいた間伐実施のため、【２－３－２】の実施計画書をもとに進行管理を行ってください。実施計画書等に記載した間伐実施年度に間伐が実施できない場合には、市町村長に報告し実施計画書の変更等をお願いします。

加えて、間伐を実施した場合は、各年度の末日までに、「施業等の実施状況報告書」により実施状況が確認できる図面及び状況写真等の資料等を添付して市町村長に提出してください。

なお、実施計画書等の間伐実施年度を変更した場合でも、「間伐実施」の交付対象となるのは、協定始期から３か年の間のみです。

3 森林境界の明確化に対する支援

1 事業内容等

【３－１－１】 具体的な事業内容はなにか。

（答）

森林境界の明確化メニューの具体的内容は、実施要領の別表２の２の１の表中、（２）の事業内容欄に記載のとおりです。

「森林境界の明確化」は、将来的に森林整備を行うために森林境界（所有権界）を明確にすることを目的とし、境界が不明瞭な森林において、森林所有者等と隣接する森林所有者又は対象森林に隣接する土地所有者等の間（以降「森林所有者等間」という。）で境界について立会の下に測量等を行う活動です。境界の現況、図面等を提示、説明し、森林所有者等間で合意が得られていることの確認ができる書類（「【３－４－６】森林境界の合意が得られていることを確認できる書類（確認書）の具体的な内容はなにか。」を参照してください）を作成してください。また、地域活動の結果、明らかになった境界や所有者情報について市町村長に提出してください。

森林所有者本人が高齢等の理由で現地の立会ができない場合、森林所有者から委任を受けた地元精通者等の立会の下、境界の確認を行ってもかまいません。委任状にトラブル回避のための確認事項を付記することを妨げるものではありません。

なお、リモートセンシングデータ（以下「リモセンデータ」という。）を活用した航測法による「森林境界の測量」及び「森林境界案の作成」にあつては、境界確認のために必要な情報を収集・分析し、PC 上での測量等を基本とし、森林所有者等による現地立会を省略することができます。また、航測法による森林境界明確化の実施において、森林所有者からの要望など、必要に応じて測量成果に基づいた目印（杭やテープなど）の設置も支援の対象になります。

【３－１－２】 地域活動の事業内容は全て実施しなければならないか。

（答）

実施要領の別表２の２の１の表中、（２）の事業内容欄に記載の内容が全て実施されなかった場合でも交付対象となります。

例えば、既存の資料を活用することで、森林情報の収集を行わなくとも森林所有者等間の立会の下に測量の確認を行い、合意した場合等は交付対象となります。あくまでも「森林境界の明確化」は森林所有者等間による原則現地での立会の下に境界の測量等及び合意形成を行い、その活動の成果を市町村長に提出するまでが交付要件となります。

【３－１－３】 「森林境界の明確化」を実施した森林について、森林経営計画を策定しなければならないか。

(答)

「森林境界の明確化」は、将来的に森林整備を行うために森林境界（所有権界）を明確にすることを目的としており、森林経営計画や森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画に繋げることが望ましいですが、要件とはしていません。

【３－１－４】 「森林境界の測量」で行う測量の精度等について基準等あるのか。

(答)

「森林境界の測量」で行う測量の精度及び使用機器類については、都道府県の森林計画図や森林GIS等に反映できる精度が必要です。精度等については市町村、都道府県に確認をしてください。

また、測量成果については、地域活動の実施後に「対象行為の実施結果報告書」に添付して市町村長に提出しますが、原則として電子データ（都道府県の森林GIS等に保存・管理が可能な形式のもの）による測量成果を提出してください。

電子データの形式に互換性がない場合など、提出された電子データが活用できないやむを得ない理由がある場合に限り、紙媒体による測量成果の提出を認めるものとします。

なお、森林境界の測量の地域活動の予定地の近辺において、地籍調査等による基準点や図根点が設置されている場合は、当該基準点等と森林境界の測量を行った森林との位置関係がわかるように測量の実施をお願いします。この場合、性能の高い測量機器を活用して境界の測量及び基準点等と結合する測量を実施した際は「地上法（精度の高い測量）」として適用できます。

※地方公共団体向け

森林境界の測量において、森林計画図や森林GISに反映するため等の理由により一定の精度等を満たす必要がある場合には、作業規程や仕様書などで精度や使用機器類について指定等することは可能です。

ただし、森林境界の明確化を行うに当たっては、各市町村の地籍調査部局と事業実施箇所や時期等について調整を行い、森林境界の明確化の成果を地籍調査へ活用することを検討する場合には、そのことを念頭においた適切な手法・精度での事業実施を御検討ください。

また、交付対象者から地域活動後に提出される「対象行為の実施状況報告書」に記載された事項（森林所有者情報や境界明確化を実施した年月日等）については森林簿や林

地台帳に反映するとともに、添付資料として提出される測量成果について森林計画図や森林GISに反映してください。

【3-1-5】 「地上法（精度の高い測量）」における「性能の高い機器」とは、どのような機器を指すのか。また、測量成果はどのように整理するのか。

（答）

「性能の高い機器」とは、以下の表と同等若しくは同等以上の性能を有し、点検整備されたものとします。また、測量成果については、国土調査法施行令別表第一に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値で整理してください。

機 器		性 能
3級セオドライト （トランシット）		最短視準距離：2.0m 以下 最小目盛値：水平 20 秒以下 鉛直 20 秒以下 目盛読み取り方法：精密光学測微計又は電子的読取装置 水平気泡管公称感度：40 秒/目盛以下 高度気泡管公称感度：40 秒/目盛以下
2級測距儀（中距離型）		公称測定可能距離：2 km 以上 公称測定精度： $\pm (5\text{ mm} + 5 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下 * 「D」は測定距離（km） 最小読定値：1 mm
3級トータルステーション		測角部の性能：3級セオドライトに準ずる 測距部の性能：2級短距離型測距儀に準ずる データ記憶装置：データコレクタ、メモリーカード又はこれに準ずるもの
デジタル方位距離計 （デジタルコンパス）		光波距離計性能： $\pm 0.30\text{ m}$ 傾斜計の性能： ± 0.25 度以内 磁方位角計測の再現性： ± 1 度以内 磁方位角計測の分解能： ± 0.05 度以内 磁方位角計測部センサー：デジタルコンパス その他：キャリブレーション機能を有すること。
2級GNSS測量機		受信帯域数：1周波（L1） * L1：GPS衛星から送信される1575.42MHz帯の信号
観測方法	スタティック法	公称測定精度： $\pm (10\text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下 公称測定可能距離：10km 以下 最小解析値：1 mm
	短縮スタティック法	公称測定精度： $\pm (10\text{ mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下 公称測定可能距離：5 km 以下 最小解析値：1 mm

	キネマティック法	公称測定精度：±（20mm＋2×10 ⁻⁶ ・D）以下 最小解析値：1mm
	R T K 法	公称測定精度：±（20mm＋2×10 ⁻⁶ ・D）以下 最小解析値：1mm

【３－１－６】 「基準点等」とは、どのような点が対象となるのか。

（答）

「基準点等」とは、国土地理院が設置する基本三角点（電子基準点を含む）、基本水準点とします。また、公共基準点及び地籍調査等により設置された地籍図根三角点、地籍図根点、細部多角点、細部図根点についても基準点等とすることができます。

【３－１－７】 「地上法（精度の高い測量）」において事業実施主体が測量法第 33 条第 1 項に定める「作業規程」を定めていない場合は支援の対象とはならないのか。

（答）

「地上法（精度の高い測量）」においては、測量法第 33 条第 1 項に基づく「作業規程」により実施していただくことを支援の条件としています。

森林における境界明確化にあっては、簡易な測量が主流であり、「作業規程」を定めていない事業実施主体が想定されますが、協定の締結者である市町村における「公共測量作業規程」を適用して実施することで支援の対象とすることができます（協定の中でその旨を明記してください）。

なお、地上法（精度の高い測量）については、「測量法 33 条第 1 項に定める「作業規程」に基づいて実施すること」、「複数の基準点等と結合すること」としていることから「公共測量」に該当します。このため事業の実施にあたっては、測量法に基づく手続きをお願いします。

※参考通知（通知集参照）

公共測量の実施における測量法に基づく手続きの徹底について（令和 5 年 4 月 21 日付け 5 林整計第 137 号林野庁森林整備部計画課長通知）

※地方公共団体向け

市町村において測量法第 33 条第 1 項に基づき定められた「作業規程」が、森林における測量へも適用されている場合は、この「作業規程」に基づいた作業を実施するよう指導をお願いします。

※測量法第 33 条第 1 項

測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、当該公共測量に関し観測機械の種類、観測法、計算法その他国土交通省令で定める事項を定めた作業規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

【３－１－８】 「航測法」において活用する航空レーザ測量の成果（リモセンデータ）はどのようなものを使用すればよいか。

（答）

「航測法」において活用する既存の航空レーザ測量の成果（リモセンデータ）は、測量法第 33 条第 1 項の「作業規程」に基づき測量された成果とします。

なお、航空レーザ計測の点密度等の標準は、地籍調査作業規程準則運用基準に準じることとします。

（参考）既存資料による地籍測量方式の判定基準等

既存のリモセンデータ	要件	判断基準の例	必要な処理・解析
①航空レーザ測量データの成果	・適切な点密度で計測	・ 4 点／ m^2 以上の点密度で計測 ・ 0.5 m 以内のグリッド間隔の DEM や DSM（注）である ・ 公共測量審査済み（不可以外）	・ 制度検証作業が必要な場合は、A、B 工程の前に RD 2 工程での精度検証作業を先行して実施 ・ 既存データに応じて、グランドデータ、グリッドデータを作成
②空中写真	・ デジタル航空カメラを使用 ・ GNSS／IMU 解析データがある ・ 適切な地上画素寸法で撮影	・ 地上画素寸法が精度区分 乙 2、0.4 m 以内 乙 3、0.8 m 以内の数値写真 ・ 公共測量審査済み（不可以外）	・ 写真測量解析（空中三角測量、ステレオモデル構築、図化・計測、オルソ画像作成）
③オルソ画像	・ 適切な地上画素寸法で撮影された写真から作成	・ 地上画素寸法が精度区分 乙 2、0.4 m 以内 乙 3、0.8 m 以内の画像	・ 精度検証作業が必要な場合は、A、B 工程前に RD 2 工程の制度検証を先行して実施

		・ 公共測量審査済み (不可以外)	
④過去の空中写真	・ 国土地理院、林野 庁等撮影の空中写真	撮影時期、撮影縮尺	・ 必要に応じてオル ソ画像を作成

(注) DEM：建物、樹木等の事物を除いた地表面の高さのグリッドデータ、DSM：建物、樹木等の事物の高さを含むグリッドデータ

【３－１－９】 森林境界案を作成した森林において、同一年度内に森林所有者への合意形成活動が可能となった場合の手続き如何。

(答)

森林境界案の作成は、当該年度内の活動として支援するものですが、森林境界案作成後の森林所有者との合意形成活動が可能となれば、事業メニューを「森林境界案の作成」から「森林境界の明確化（航測法）」に協定の変更手続きを行うことで、森林所有者への合意形成活動も支援対象にすることができます。

※地方公共団体向け

協定変更により事業が増加することとなるので、予算の状況を考慮して対応をお願いします。

【３－１－１０】 森林境界案を作成した森林は、その後、森林所有者との合意形成により境界の確定が必要だが、いつまで合意形成を行わなければならないか。

(答)

航測法による森林境界案の作成は、広範囲の地域で実施することが効率的であることから、その後の合意形成活動に時間を要することも考えられます。森林境界案を作成した場合は、合意形成活動の実施計画及び実施実績を整理するなど進行管理をお願いします。

ただし、森林所有者の世代交代や不在村化等により、境界を把握している者の減少が想定されることから、早期（面積や森林所有者数に応じて合意形成活動が長期間とならないよう、森林境界案を作成した次年度を始期として、２年以内とする合意形成活動の実施計画を設定すること）の合意形成活動をよろしくお願いします。

また、森林境界案作成とその後の森林所有者との合意形成に係る協定は、両方を合わせた期間を協定期間となります。

なお、合意形成活動を行ったが合意を得られなかった場合は、その理由を整理・提出することで、合意形成活動の実績として積算基礎森林に含めることができます。（【３－４－４】の③、なお書き参照）

※地方公共団体向け

森林境界案の作成後において、以下【様式】を参考に、境界案作成後の合意形成活動の実施計画及び実施実績を整理させ、合意形成活動が未実施とならないよう進行管理をお願いします。

【様式】合意形成活動の実施計画表（参考）

実施主体	森林境界案の作成 （活動年度・面積）		境界案作成後の合意形成活動_ 実施計画	
	年度	面積	1年目	2年目
A事業体	R 6	500ha	200ha	300ha
B事業体	R 6	600ha	300ha	300ha

※必要に応じ様式を修正してください。

【様式】合意形成活動の実施実績表（参考）

実施主体	森林境界案の作成 （活動年度・面積）		合意形成活動の実績及 び境界未定面積(ha)		合計	残面積
			1年目	2年目		
	年度	面積	上段：森林境界案の確定面積 下段：境界未定となった面積			
A事業体	R 6	500ha	185ha	295ha	480ha	0ha
			15ha	5ha	20ha	
B事業体	R 6	600ha	300ha	300ha	600ha	0ha
			0ha	0ha	0ha	

※必要に応じ様式を修正してください。

【３－１－１１】 「森林境界案の作成」メニューにおける、森林境界推測図の確認を得る地元精通者とは、どのような者か。

（答）

森林境界案は、交付対象者が各種資料を参考に作成した森林境界推測図について、地元精通者（第三者）の確認を得た境界図としていることから、交付対象者以外の者の確認が必要です。

地元精通者には、森林組合のＯＢや近隣森林所有者等、当該森林の状況を熟知している者（森林所有者含む）から選任してください。

また、地元精通者（第三者）の確認により「森林境界案」を作成した場合は、確認

日、確認者の住所・氏名を整理して実績報告書に添付してください。（境界確認者の記録）

3 森林境界の明確化に対する支援

2 対象森林

【３－２－１】 どのような森林が対象となるのか。また、その考え方は。

（答）

対象森林は、実施要領別表２の２の１の（２）の①のイに記載されている森林が地域活動の対象森林となります。また、過去に国の補助事業等による境界明確化の取組により、明確になっている森林において、単に境界標識の確認ができないことをもって境界が不明瞭とはいえません。

森林境界の明確化は、境界が不明瞭であり、かつ、森林経営計画の作成、間伐等の集約化、路網整備等の森林施業の実施が見込まれる森林において実施することが望まれます。

対象森林に隣接する森林の境界が過去の地籍調査または、国の補助事業等による境界明確化の取組により明確（以下「既知区間」という。）になっている場合も、明確化しようとする森林の区域を対象森林とすることができます。

既知区間を含んだ対象森林において境界明確化を実施する場合は、既知区間の現地確認、既存の測量成果の収集、明確化を進める区域への成果の組み入れ等の活動が含まれ、既知区間の活動内容及び要した経費が分かるように整理してください。

【３－２－２】 どのような森林が対象とならないのか。また、その考え方は。

（答）

対象森林と対象とならない森林は、実施要領別表２の２の１の（２）の①のオに記載されている森林となります。

なお、地籍調査が実施された森林や過去に森林整備地域活動支援交付金等により境界に関する支援を受けた森林等は、「境界が明瞭な森林」として対象になりません。

過去の境界に関する主な支援については以下のとおりです。

（森林整備地域活動支援交付金）

- ・平成 21～22 年度 「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」
- ・平成 21～22 年度 「森林境界の明確化」
- ・平成 24～26 年度 「森林経営計画作成促進」の「経営委託」
（うち境界不明瞭の単価が適用された森林）
- ・平成 23～26 年度 「施業集約化の促進」
（うち境界不明瞭の単価が適用された森林）
- ・平成 27～28 年度 「森林境界の確認」
- ・平成 29 年度～ 「森林境界の明確化」

(森林整備加速化・林業再生事業)

- ・平成 21～25 年度補正「森林境界の明確化」

(森林整備加速化・林業再生交付金)

- ・平成 26 年度補正「路網の整備」における「森林情報の整備」

【３－２－３】 リモートセンシングデータにより森林境界案を作成する森林は、一定の区域を面的に取り組むこととなるが、当該区域内において過去に境界明確化を行った森林が含まれる場合の対応如何。

(答)

過去に境界明確化を行った森林は、既に境界を確定し森林所有者との合意形成が行われた森林であることから、過去に境界明確化を行った森林は、積算基礎森林の対象外となります。

3 森林境界の明確化に対する支援

3 協定

【3-3-1】 森林整備地域活動実施協定の内容はどのようなものか。

(答)

森林整備地域活動実施協定は、市町村長と地域活動を行おうとする者との間で締結されるものであって、協定書の作成に当たっては、以下の記載例を参考にしてください。

また、森林整備地域活動実施協定には以下の書類を附属書類として添付してください。

- ア 森林計画図等を基に作成した森林の所在（小班（地番））を明示した図面（既存の図面がある場合には、それらを活用できるよう縮尺について特段定めはありません。）
- イ 交付対象者が地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施予定時期が確認できる書類（実施計画書）

「森林経営計画作成促進」の地域活動と併せて「森林境界の明確化」を実施する場合は、「森林経営計画作成促進」の森林整備地域活動実施協定において森林境界の明確化にかかる地域活動を実施する旨を記載してください。

なお、「地上法（精度の高い測量）」を適用する場合は、測量法第33条第1項により定めた「作業規程」若しくは市町村が定めた「作業規程」に基づいて実施する事項を追記してください。

【協定書の記載例】（※「森林境界の明確化」を単独で実施する場合）

森林整備地域活動実施協定 （「森林境界の明確化」）		
（目的）		
第1 この協定は、〇〇市【町村】長と第2に定める森林において地域活動を行おうとする者との合意の下、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施を通じた適切な森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、森林施業等の実施の前提となる境界の明確化に必要な地域活動の実施等に関する事項を定める。		
（協定の対象とする森林）		
第2 協定の対象とする森林は、以下のとおりとする。		
森林の所在	面積	備考
（交付金の交付の要件）		
第3 〇〇市【町村】は、協定に基づき適正に地域活動が行われたと認める場合には、予算の範囲内において協定締結者に交付金を交付する。		
2 交付金の積算基礎森林となる森林は、第2の協定の対象とする森林のうち、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第		

899号林野庁長官通知（以下「実施要領」という。）別表2の2の1の(2)の③のイの(ア)のbに該当する森林とする。

- 3 このほか、交付金の交付及びその返還については、実施要領別表2の2の1に基づくものとする。

（協定の期間）

第4 協定の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（協定の全部又は一部を廃止又は変更の手続）

第5 協定締結者は、この協定の全部又は一部を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ〇〇市【町村】長に申し出なければならない。

- 2 〇〇市【町村】長は、この協定の全部又は一部を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ協定締結者に通知しなければならない。

（地域活動の実施状況を示す書類等の整備）

第6 協定締結者は、次のアからオまでに掲げる書類等を整備するものとする。

ア 対象行為の実施日、実施者、対象箇所等が明記された作業日誌、出役簿、実施計画書等の書類

イ 対象行為の実施箇所の現況を撮影した写真

ウ 対象行為の実施箇所の見取り図

エ 対象行為の委託等に係る契約書の写し

オ 対象行為に要した経費を証する書類

（その他）

第7 〇〇市【町村】長は、協定締結者から提出された「森林境界の明確化」にかかる報告書等に記載された事項について、林地台帳に反映するものとする。

- 2 〇〇市【町村】長は、協定締結者から提出された報告書等について、都道府県知事に提供するものとする。

- 3 協定締結者は、地域活動の実施後、森林経営計画の作成や間伐実施等の実施に努めるものとする。

上記協定の締結に同意します。

〇〇年〇〇月〇〇日

地域活動を行う者 住 所
氏 名

〇〇市【町村】長 氏 名

【協定書の記載例】（※「森林経営計画作成促進」と併せて「森林境界の明確化」を実施する場合）

森林整備地域活動実施協定

（「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」）

（目的）

第1 この協定は、〇〇市【町村】長と第2に定める森林において地域活動を行おうとする者との合意の下、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施を通じた適切な森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、森林経営計画の策定に必要となる「森林経営計画作成促進」並びに森林施業の実施の前提となる境界の明確化を促進する「森林境界の明確化」の実施等に関する事項を定める。

（協定の対象とする森林）

第2 協定の対象とする森林は、以下のとおりとする。

森林の所在	面積	備考

（交付金の交付の要件等）

第3 〇〇市【町村】長は、協定に基づき適正に地域活動が行われたと認める場合には、予算の範囲内において協定締結者に交付金を交付する。

2 交付金の積算基礎森林となる森林は、第2の協定の対象とする森林のうち、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）別表2の2の1の（2）の③のアの（ア）のb、実施要領別表2の2の1の（2）の③のイの（ア）のbに該当する森林とする。

3 このほか、交付金の交付及びその返還については、実施要領別表2の2の1に基づくものとする。

（協定の期間）

第4 協定の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（協定の全部又は一部を廃止又は変更の方法）

第5 協定締結者は、この協定の全部又は一部を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ〇〇市【町村】長に申し出なければならない。

2 〇〇市【町村】長は、この協定の全部又は一部を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ協定締結者に通知しなければならない。

（地域活動の実施状況を示す書類等の整備）

第6 協定締結者は、地域活動の実施状況について次のアからオまでに掲げた書類等を整備するものとする。

ア 対象行為の実施日、実施者、対象箇所等が明記された作業日誌、出役簿、実施計画書等の書類

イ 対象行為の実施箇所の現況を撮影した写真

ウ 対象行為の実施箇所の見取り図

エ 対象行為の委託等に係る契約書の写し

オ 対象行為に要した経費を証する書類

(その他)

第7 ○○市【町村】長は、協定締結者から提出された「森林経営計画作成促進」にかかる報告書を都道府県知事に提供し、森林簿に反映するものとする。

2 ○○市【町村】長は、協定締結者から提出された「森林境界の明確化」にかかる報告書等に記載された事項について、林地台帳に反映するものとする。

3 ○○市【町村】長は、協定締結者から提出された「森林境界の明確化」にかかる報告書等について、都道府県知事に提供するものとする。

4 協定締結者は、地域活動の実施後、森林経営計画を作成することの合意が得られた森林については、特段の理由がない場合、報告書の提出の翌年度までに森林経営計画を策定するものとし、森林経営計画が作成された場合には速やかに○○市【町村】長に申し出るものとする。

上記協定の締結に同意します。

○○年○○月○○日

地域活動を行う者	住	所
	氏	名

○○市【町村】長	氏	名
----------	---	---

【3-3-2】 実施計画書の具体的な内容はなにか。

(答)

実施計画書は、森林整備地域活動実施協定の締結申出書と併せて市町村長へ提出するものであり、①から③の点を記載してください。

① 対象行為の実施者の氏名・住所・連絡先

② 対象森林全体の実施期間

③ 地域活動を実施する森林ごとに地域活動を実施する時期、森林の所在地、面積といった点を記載してください。

以下に実施計画書の一例を示しますが、これに限らず、例えば、対象森林の位置図に必要な事項を書き込むといったものでもかまいません。

【実施計画書の例】

森林境界の明確化実施計画書							
1 対象行為の実施者		氏 名 住 所 連絡先					
2 実施計画期間		〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日					
3 実施計画の内容							
予定年度	類別	対象行為の実施予定時期	番号	森林の所在	面積	不在村加算 (ha)	備考
○年度	航測法	○年○月○日 ～■年■月■日			200ha		森林境界案作成
■年度	航測法	■年●月●日 ～△年●月●日			100ha		森林所有者との合意形成
△年度	航測法	△年●月●日 ～★年●月●日			100ha		森林所有者との合意形成
※類別欄には、「地上法（簡易な測量）」、「地上法（精度の高い測量）」、「航測法」、「森林境界案の作成」のいずれかを記載する。 ※「森林境界案の作成」を計画した場合には、森林境界案を作成した次年度を始期として2年以内に合意形成活動を予定するとともに、備考欄に記載する。 ※「森林の所在地」欄には、番地又は林小班を記載する。 ※実施箇所が複数地区に及ぶ場合は、実施計画図に地区ごとに番号を付し、「番号」欄に地区番号を記載する。							
4 実施計画図 別添のとおり							

【３－３－３】 森林整備地域活動実施協定の締結はどのような手続により行うのか。

(答)

地域活動を行おうとする者が、市町村長に森林整備地域活動実施協定の締結申出書及び実施計画書を併せて提出し、これに市町村長が同意したときに協定が締結されることとなります。

【市町村長へ申し出る場合の書面の例】

森林整備地域活動実施協定の締結申出書
(「森林境界の明確化」)

〇〇年〇〇月〇〇日

市 町 村 長 殿

住所氏名

〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇 〇〇
 ・ ・
 ・ ・

別紙の森林整備地域活動実施協定を締結したいので、同意されるよう協議の申出をします。

(別紙) 協定書、附属書類 (実施計画書等)

【市町村長の同意書の例】

森林整備地域活動実施協定の締結の同意書
（「森林境界の明確化」）

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

市長村長

〇〇年〇〇月〇〇日に申出のあった〇〇地区森林整備地域活動実施協定の締結について、同意します。

※協定を締結した地域活動を行おうとする者に対し協定書とともに送付する。

【３－３－４】 森林境界案作成後の所有者との合意形成と、境界が不明瞭な森林で実施する森林境界の測量とあわせて協定を締結することは可能か。

（答）

森林境界案作成後の所有者との合意形成と、境界が不明瞭な森林で実施する「森林境界の明確化」とをあわせて、協定を締結することは可能です。

なお、森林境界案作成後の森林は所有者との合意形成に要する活動のみが対象となることから、境界が不明瞭な森林で実施する森林境界の測量の活動内容及び要した経費とは明確に区分して整理してください。

【３－３－５】 森林整備地域活動実施協定の内容に変更が生じる場合はどうすれば良いか。

（答）

森林整備地域活動実施協定に記載された内容について現状との差異が生じた場合（例えば、協定の期間に変動があった場合、森林境界の明確化を行おうとする森林の追加、「森林境界案の作成」を「森林境界の測量」に変更など）は、森林整備地域活動実施協定に定められた手続にしたがって、協定の変更を行う必要があるのでその旨を速やかに市町村長へ報告し相談してください。

なお、積算基礎森林面積は、地域活動の結果として決定されるものであり、見込みと異なる結果となることは多々あり得ると考えられるため、結果的に実施計画書と異なったとしても計画書の変更を行う必要はありませんが、地域活動を実施している中で大幅に積算基礎森林の見込みが変わる可能性が生じた場合などについては、予め市町村長に報告してください。

※地方公共団体向け

地域活動については、森林整備地域活動実施協定との締結申出書と併せて提出した実施計画書に基づき地域活動が行われることとなりますが、地域活動の実施箇所の追加などにより実施計画書のとおり地域活動が実施できなくなることが想定されますが、このような場合には森林整備地域活動実施協定附属書類の実施計画書を変更することで、協定書の変更を行わないことも可能です。また、「積算基礎森林面積の見込み」については、地域活動の結果（対象行為の実施状況報告書）として決定されるものであり、見込みと異なる結果となることは多々あり得ると考えられるため、結果的に実施計画書と異なったとしても実施計画書の変更を行う必要はありません。

【３－３－６】 森林整備地域活動実施協定の変更はどのような手続きにより行うのか。

(答)

森林整備地域活動実施協定の変更を行う場合の方法についてはそれぞれの協定において定めることとしており、森林整備地域活動実施協定の変更を行う場合には市町村長へ協定の変更申出書を提出することとなります。

【町村長へ申し出る場合の書面の例】

森林整備地域活動実施協定の変更申出書
(「森林境界の明確化」)

〇〇年〇〇月〇〇日

市 町 村 長 殿

住所氏名

〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇 〇〇

・

・

・

・

〇〇年〇〇月〇〇日に締結した森林整備地域活動実施協定を別紙のとおり変更したいので、協定の変更に同意されるよう協議の申出をします。

(別紙) 協定の変更の理由及び協定の変更部分について記載。

【市町村長の同意書の例】

森林整備地域活動実施協定の変更の同意書
(「森林境界の明確化」)

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

市 町 村 長

〇〇年〇〇月〇〇日に申出のあった森林整備地域活動実施協定の変更について、同意します。

※ 協定を締結した地域活動を行おうとする者に送付する。

【3-3-7】 地籍調査との連携はどのように行うのか。

(答)

森林境界明確化の成果は、地籍調査に有効活用できる可能性があるため、後続の地籍調査において活用される場合があることについて、森林所有者への合意形成の際に説明するようお願いします。

また、公図を参考資料として境界明確化を行った場合、公図の形状と異なる場合は、その背景や理由について整理してください。

※地方公共団体向け

まず、森林境界の明確化を行うに当たっては、各市町村の地籍調査部局と事業実施箇所や時期等について調整を行い、森林境界の明確化の成果を地籍調査へ活用することを検討する場合には、そのことを念頭においた適切な手法・精度での事業実施を御検討ください。

地籍調査や効率的手法導入推進基本調査（以降「地籍調査等」という。）との連携については、「森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について（平成25年3月26日付け林野庁森林整備部計画課長、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長連名通知）」（以降「25年通知」という。）、「リモートセンシングデータを活用した森林調査等と地籍調査との連携の推進について（令和2年10月30日付け林野庁森林整備部森林利用課長、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長連名通知）」及び「森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について（令和3年1月15日付け林野庁森林整備部森林利用課長通知）」により通知しているところです。

「森林境界の明確化」の地域活動においては、地域活動により得られた成果が後年度の地籍調査等に活用するため、地域活動を行おうとする者（交付対象者）に対し以下の4点について指導、助言をお願いします。

- ① 森林境界の測量で埋設する境界杭は、耐久性に優れた材質のものを使用し、視認性の高い形状とすること。
- ② 対象森林の近辺において、地籍調査等による基準点や図根点が設置されている場合は、当該基準点と境界を明確化した森林との位置関係がわかるように測量等を行うこと。
- ③ 地域活動の成果品については地籍調査等が実施されるまでの間、適切に保管し地籍調査等に有効に活用できるよう努めること。
- ④ 測量成果にあつては、国土調査法施行令別表第一に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値で整理するよう努めること。

また、得られた成果については森林GIS等により森林境界用のレイヤーに保存するなどして森林境界が明確化された箇所を記録し、森林簿及び森林計画図に速やかに反映させるとともに、地籍調査等に有効に活用されるよう25年通知1の3のアからオまでの資料や森林所有者等間の合意の内容（立木所有界に限る確認など）についても整理していただき、地籍担当者へ提供等をお願いします。

3 森林境界の明確化に対する支援

4 交付額、交付単価

【３－４－１】 交付金の上限額の算出方法は。

（答）

交付金の交付額は、積算基礎森林の合計面積に、実施要領の交付単価を乗じた額が上限となります。

【３－４－２】 森林境界案作成後の森林所有者との合意形成には、森林整備地域活動支援対策の支援は受けられるか。

（答）

森林境界案の作成段階では、森林所有者に境界の合意を取得していないことから、森林整備地域活動支援対策を活用して作成した森林境界案については、境界を明確化する合意形成活動に対して「森林境界の明確化」の支援を受けることができます。

ただし、森林境界の明確化（航測法）の一部の活動（合意形成活動を除いた活動）について、当該対策の支援を受けていることから、森林境界案作成後の合意形成の活動にあっては 30,000 円/ha※（うち国費 15,000 円/ha）が交付上限額となります。

また、「森林境界案の作成」が、交付上限額以内の支援となっても、合意形成活動の交付上限額は 30,000 円/ha となります。

※「森林境界の明確化（航測法）の単価（86,000 円/ha）」－「森林境界案作成の単価（56,000 円/ha）」＝30,000 円/ha

【３－４－３】 不在村森林所有者に対する合意形成活動の加算措置の対象経費はなにか。

（答）

不在村者の立会（リモセンデータを活用した森林境界明確化における集会所での立会含む）や不在村者に対する合意形成活動を行うに当たっての訪問や来訪にかかる旅費などの経費が対象になります。

不在村森林所有者とは、実施要領の別表 2 の 2 の 1 の（２）の③のアの（ウ）の d のとおりとする。なお、距離は運行距離とし、路線バスが通過しない区間や林道起点から自動車の乗り入れが可能な地点までの距離については、実測や地図ソフト等により計測した距離で確認してください。

旅費については、市町村や森林組合等の出張に関する規定等に基づき、対外的に説明がつく範囲内で算定してください。

また、「森林境界の明確化」と「森林経営計画作成促進」を併せて実施する場合において「不在村森林所有者加算」を二重で適用することはできません。

【３－４－４】 積算基礎森林の考え方。

(答)

森林境界の明確化の種別ごとの積算基礎森林は以下の森林となります。

① 森林境界の測量（地上法（簡易な測量））

森林境界が不明瞭な森林において、森林所有者等間の立会により境界杭の埋設、境界杭の測量を行い、森林所有者等の合意を得た森林。

② 森林境界測量の精度向上（地上法（精度の高い測量））

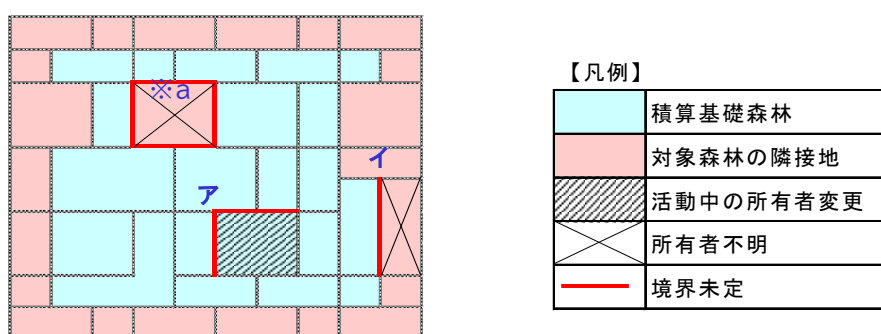
森林境界が不明な森林において、性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合する測量を行い、森林所有者等の合意を得た森林。

なお、①、②については、基本的に森林所有者等間で境界の現地立会のもと、境界を確認、杭を埋設した上で境界の測量を行うが、以下に該当する場合は「境界未定」とし、その経緯をまとめた書類を提出することで、積算基礎森林とすることができます。

ア 森林所有者等間での合意のもと境界を確認し測量を行ったものの、所有者変更等に伴い、同意が得られなかった場合

イ 積算基礎森林の隣接地の所有者が登記情報を確認しても確認できず、同意が得られなかった場合

【境界明確化（地上法（簡易・精度の高い測量））模式図】



※ a：積算基礎森林内の所有者が不明な森林は、支援対象外

③ 航測法による森林境界の測量

森林境界が不明な森林において、レーザ計測データ等必要な情報を収集・解析して作成した森林境界推測図について森林所有者等の合意を得た森林。

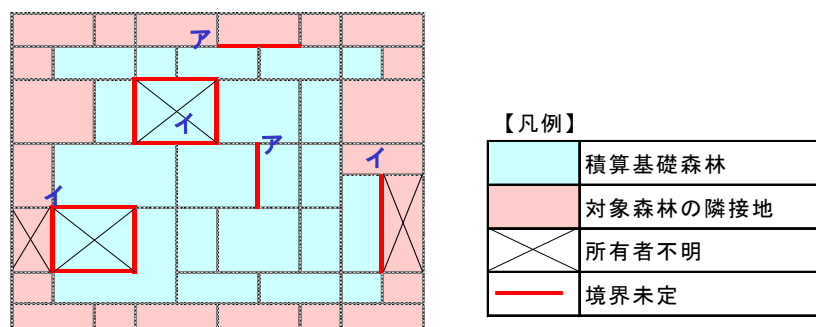
ただし、事前に森林簿、登記簿で確認した所有者宛に「境界明確化活動を実施する」旨のお知らせを行うこととします。

なお、航測法による森林境界明確化は、森林所有者等間で境界の現地立会を省略して、事業実施主体が作成した森林境界推測図をもとに、合意形成活動を行うことから、以下に該当する場合は「境界未定」とし、その経緯をまとめた書類を提出することで、積算基礎森林とすることができます。

ア 積算基礎森林又はその隣接地の所有者の同意が得られなかった場合

イ 積算基礎森林・積算基礎森林に隣接する森林又は両方の森林の所有者不明により同意が得られなかった場合

【境界明確化（航測法）模式図】



④ 森林境界案の作成

レーザ計測データ等必要な情報を収集・解析して作成した森林境界推測図について、地元精通者（第三者）の確認を得て森林境界案が作成された森林。

⑤ 不在村森林所有者加算

不在村森林所有者の立会（航測法による森林境界明確化における集会所での立会含む）や不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った森林。

【３－４－５】 積算基礎森林の面積の確認はどのように行うのか。

（答）

森林境界の測量、森林境界の測量では、実測値の面積を使用してください。

ただし、「森林境界案の作成」メニューにより作成した森林境界案は、その後の所有者確認による境界確定において、面積が変動することが想定されますが、境界が確定した面積を積算基礎森林面積としてください。なお、確定した面積及び図面は実績報告に添付して提出してください。

【３－４－６】 森林境界の合意が得られていることを確認できる書類（確認書）の具体的な内容はなにか。

（答）

森林境界の明確化にあたっては、所有者の財産権に関わってくる問題であることから、森林所有者等間で境界の合意を得ておく必要があります。

交付対象者と森林所有者が異なる場合や対象とする森林と隣接する森林についても、森林所有者から合意が得られていることを確認できる書類を確認した境界に関する資料を付して提出してください。（確認書の参考例）

また、自身の所有する森林の境界を確認した場合も、隣接する森林所有者等から同意が得られていることを確認できる書類を提出してください。

地元精通者（第三者）の確認により「森林境界案」を作成した場合は、確認日、確認者の住所・氏名を整理して提出してください。（境界確認者の記録）

【確認書の参考例】

森林境界に関する確認書		
市町村長 殿		
「森林境界の明確化」により判明した境界については、別添提出資料のとおりであることを、地域活動を行う者と森林所有者の合意のもと確認していることをここに証します。		
＜対象となる森林の所在地＞		
〇〇市	〇〇字	〇〇番地
	〇〇字	〇〇番地
〇〇年〇〇月〇〇日		
地域活動を行った者	住 氏	所 名
森林所有者	住 氏	所 名
森林所有者	住 氏	所 名

4 森林所有者の探索に対する支援

1 事業内容等

【４－１－１】 具体的な事業内容はなにか。

（答）

森林所有者の探索メニューの具体的な事業内容は、実施要領の別表２の２の１の表中、（３）の事業内容欄に記載のとおりです。

公的書類から、納税者、転居先、相続人等を調べ、ＤＭの送付、所在地への訪問や聞き取り等により所有者を確認する活動が対象となります。

【４－１－２】 戸籍、住民票、課税台帳はどのようにして収集するのか。

（答）

戸籍、住民票、課税台帳（以下「公的書類」という。）は、協定締結者である市町村が備えている情報、所有者の情報を所有している市区町村に市町村から「公用請求」による収集が可能です。

また、森林所有者の親族からの委任、行政書士等に委嘱しての収集も可能であることから、対応可能な方法で情報を収集してください。

なお、「公用請求」等により市町村から提供される内容は、各自治体における個人情報の保護に関する法律の定める範囲内となることに留意が必要です。また、公的書類及び聞き取りにより知り得た個人情報を第三者に漏洩がないようにしてください。

※地方公共団体向け

地方自治体において備えている情報、「公用請求」により収集した情報の提供にあっては、個人情報の保護に関する法律の定める範囲で提供をお願いします。特に、所有者不明森林に関する情報については、本事業の趣旨を御理解いただき、下記の関係通知類を踏まえた御対応をお願いします。

（参考）市町村林務部局が公的書類を入手する根拠等

戸籍等の内容を林地台帳等に整理し、必要な情報のみの情報提供をお願いします。

【参考条文】

○森林法 第 191 条

○森林法施行令 第 10 条（台帳情報の提供）

○森林法施行規則 第 104 条の 3（台帳情報の提供）

【関係通知】・・・「森林整備地域活動支援対策 関係通知等集」参照

○森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について

（平成 23 年 4 月 22 日付け 23 林整計第 26 号 林野庁長官通知）

○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について

(平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 342 号 林野庁計画課長通知)

○固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて

(令和 2 年 6 月 15 日付け 総税固第 39 号 総務省自治税務局固定資産税課長通知)

○森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について

(平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 339 号 林野庁長官通知)

○固定資産課税台帳を活用した所有者情報の把握に関する留意事項について

(令和 2 年 6 月 29 日付け 事務連絡)

【林地台帳情報の提供に関すること】

- ・林地台帳及び地図運用マニュアル(令和 2 年 12 月)

【4-1-3】 登記簿情報を収集する活動経費は支援対象となるのか。

(答)

所有者探索の対象森林は、「林地台帳、森林簿、登記簿を用いて所有者の確認を行った結果、所有者が確認できなかった森林」としていることから、支援の対象とすることはできません。

【4-1-4】 森林所有者が死亡していた場合、どこまでの探索が必要か。

(答)

「森林経営計画作成促進」における集約化の合意形成、及び「森林境界の明確化」における境界の確認には、所有者を確認し同意の取り付けを行うことが必要ですが、森林所有者の登記名義人が死亡している場合は、以下の探索活動が支援の対象となります。

具体的には、登記簿上の所有者及びその戸籍謄本等から判明する相続人(一般的には、配偶者と子)を探索する必要があります。

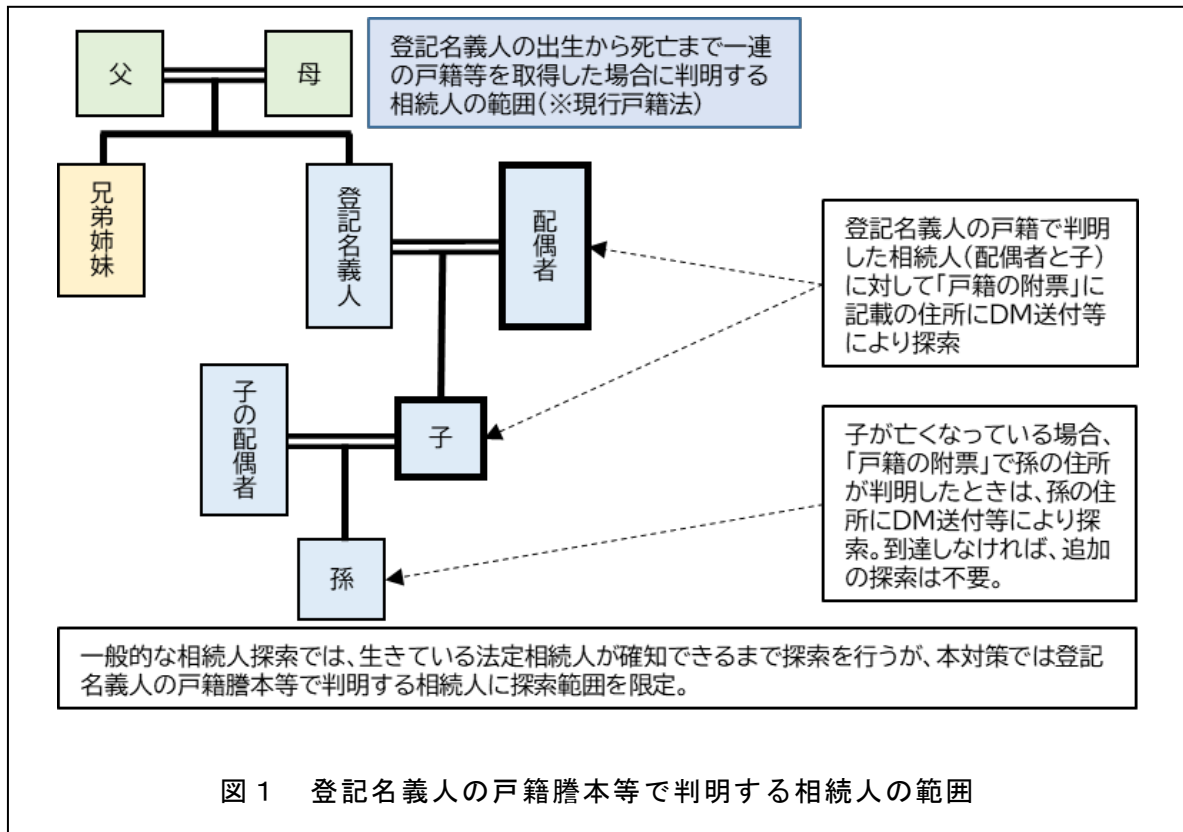
相続人(子)がいない場合は、相続人の候補となる直系尊属(父母)や兄弟姉妹が探索の範囲となります。

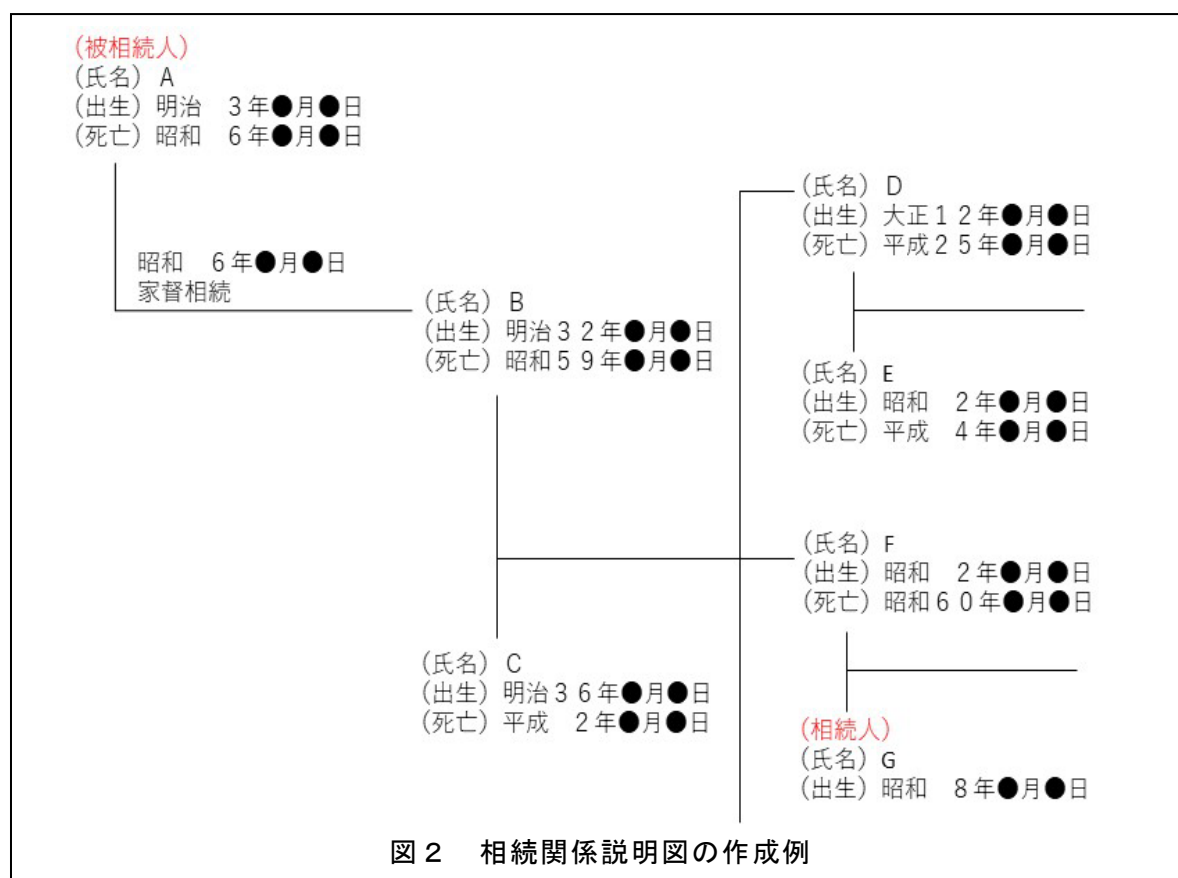
また、相続人(子)が亡くなっている場合であって、当該相続人(子)の「戸籍の附票の写し」や「消除された戸籍の附票の写し」から、相続人の相続人(登記名義人の孫)の現住所が判明したときは、当該相続人の相続人(孫)までとなります。

その際、当該相続人の相続人(孫)が転籍をしている場合、入手済の相続人(子)の「戸籍の附票の写し」や「消除された戸籍の附票の写し」からは、当該相続人の相続人(孫)の現住所は判明しませんが、追加の探索をする必要はありません。(図 1)

全ての相続人を把握するためには、被相続人の出生から死亡までの一連の戸籍が必要となります。死亡時の戸籍謄本の情報だけでは把握できない相続人が存在する可能性があるため、除籍謄本や改製原戸籍謄本も入手します。

この際、相続関係説明図（（家系図のようなもの。）（図2））を作成すると、相続人の探索に漏れがないか確認できます。





4 森林所有者の探索に対する支援

2 対象森林

【４－２－１】 どのような森林が対象となるのか。また、その考え方。

（答）

対象森林は、本支援対策による「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」（過去に実施した事業を含む。）やその他類似する活動を実施した結果、林地台帳、森林簿、登記簿情報から所有者が確知できなかった森林が対象森林となります。

また、事業実施に当たっては、事前に所有者不明森林リストを作成しておくことが必要です。

【４－２－２】 森林境界の明確化において、明確化を進める森林に隣接する森林の所有者が不明だった場合、隣接者の探索は支援の対象となるのか。

（答）

境界の確定にあつては、隣接する者の確認が必要であり、探索の活動に要した経費は計上することができます。

ただし、隣接する森林にあつては、明確化を進めようとする森林でないことから、積算基礎森林の面積とすることはできません。

4 森林所有者の探索に対する支援

3 協定

【４－３－１】 森林整備地域活動実施協定の内容はどのようなものか。

(答)

森林整備地域活動実施協定は、市町村長と地域活動を行おうとする者との間で締結されるものであって、協定書の作成に当たっては、以下の記載例を参考にしてください。

また、森林整備地域活動実施協定には以下の書類を附属書類として添付してください。

ア 森林計画図等を基に作成した地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面（図面については、小班（地番）がわかる図面であれば問題はありません。既存の図面がある場合には、それらを活用できるよう縮尺について特段定めはありません）。

イ 交付対象者が地域活動を行おうとする森林の一覧が確認できる書類（実施計画書）

協定書の作成にあたっては、以下協定書の記載例を参考にしてください。

【協定書の記載例】

森林整備地域活動実施協定
（「森林所有者の確認・探索」）

（目的）

第１ この協定は、〇〇市【町村】長と第２に定める森林において地域活動を行おうとする者との合意の下、森林所有者を確認するため、森林所有者の探索に必要な地域における活動の実施等に関する事項を定める。

（協定の対象とする森林）

第２ 協定の対象とする森林は、以下のとおりとする。

森林の所在	面積	備考

（交付金の交付の要件等）

第３ 〇〇市【町村】長は、協定に基づき適正に地域活動が行われたと認める場合には、予算の範囲内において協定締結者に交付金を交付する。

２ 交付金の積算基礎森林となる森林は、第２の協定の対象とする森林のうち、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月３０日付け４林政経第８９９号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）別表２の２の１の（２）の①のウに該当する森林とする。

３ このほか、交付金の交付及びその返還については、実施要領別表２の２の１に基づくものとする。

（協定の期間）

第４ 協定の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(協定の廃止又は変更の方法)

第5 協定締結者は、この協定を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ〇〇市【町村】長に申し出なければならない。

2 〇〇市【町村】長は、この協定を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ協定締結者に通知しなければならない。

(地域活動の実施状況を示す書類等の整備)

第6 協定締結者は、次のアからオまでに掲げた書類等を整備するものとする。

ア 対象行為の実施日、実施者、実施箇所等が明記された作業日誌、出役簿、実施計画書等の書類

イ 対象行為の実施により収集した情報

ウ 対象行為の実施箇所の見取り図

エ 対象行為の委託等に係る契約書の写し

オ 対象行為に要した経費を証する書類

(その他)

第7 〇〇市【町村】長は、協定締結者から提出された報告書を都道府県知事に提供し、森林簿への反映に資するものとする。

上記協定の締結に同意します。

〇〇年〇〇月〇〇日

地域活動を行う者 住 所
氏 名

〇〇市【町村】長 氏 名

【4-3-2】 実施計画書の具体的な内容はなにか。

(答)

実施計画書は、森林整備地域活動実施協定の締結申出書（「【4-3-3】森林整備地域活動実施協定の締結はどのような手続により行うのか。」に書面の例を記載）と併せて市町村長へ提出するものであり、「森林経営計画作成促進」若しくは「森林境界の明確化」の活動等において、所有者不明であった事由や探索の方法について記載します。

以下に実施計画書の一例を示しますが、これに限らず、探索・確認に必要事項を書き込むといったものでもかまいません。

【実施計画書の例】

所有者探索実施計画書

1 対象行為の実施者

氏名

住所

連絡先

2 実施計画期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 実施計画の内容

(単位 : ha)

探索計画（所有者不明森林リスト）								探索実績						
対象森林				確認 済み 書類	書類上の所有者、所在		確認予 定書類	確認 した 書類	探索結果の所有者、所在		所有者確知 の状況	公的書 類の添 付状況	積算 基礎 森林	備 考
番号	林 班	小 班	面積		氏名	住所			氏名	住所				
1	10	い	1.23	登記 簿	森林 太郎	〇〇市〇〇字〇〇	戸籍	戸籍	森林 次郎	〇〇市〇〇字〇〇	確知	有	該当	

【４－３－３】 森林整備地域活動実施協定の締結はどのような手続により行うのか。

（答）

地域活動を行おうとする者が、市町村長に森林整備地域活動実施協定の締結申出書及び事業実施期間を通じた地域活動の実施計画書を併せて提出し、これに市町村長が同意したときに協定が締結されることとなります。

【市町村長へ申し出る場合の書面の例】

森林整備地域活動実施協定の締結申出書
（「森林所有者の探索」）

〇〇年〇〇月〇〇日

市 町 村 長 殿

住所氏名

〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇 〇〇

・
・

・
・

別紙の森林整備地域活動実施協定を締結したいので、同意されるよう協議の申出をします。

（別紙）協定書、附属書類（実施計画書等）

【市町村長の同意書の例】

森林整備地域活動実施協定の締結の同意書
（「森林所有者の探索」）

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

市町村長

〇〇年〇〇月〇〇日に申出のあった〇〇地区森林整備地域活動実施協定の締結について、同意します。

※ 協定を締結した地域活動を行おうとする者に対し、協定書とともに送付。

【４－３－４】 「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」とあわせて「森林所有者の探索」を行うことは可能か。

(答)

「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」の地域活動の結果、所有者が不明として探索が必要となる森林が対象となることから、新たに森林整備地域活動実施協定締結することが望ましいが、締結済みの「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」の協定を変更して実施することも可能です。

なお、取り組んだ地域活動の内容及び要した経費について、各メニュー別に整理しておく必要があります。

【４－３－５】 森林整備地域活動実施協定の変更はどのような手続きにより行うのか。

(答)

森林所有者が不明な森林が新たに確認された場合等、森林整備地域活動実施協定の変更を行う場合には市町村長へ協定の変更申出書を提出することとなります。

【市町村長へ申し出る場合の書面の例】

森林整備地域活動実施協定の変更申出書
（「森林所有者の探索」）

〇〇年〇〇月〇〇日

市 町 村 長 殿

住所氏名

〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇 〇〇

■

•

1

〇〇年〇〇月〇〇日に締結した森林整備地域活動実施協定を別紙のとおり変更したいので、協定の変更に同意されるよう協議の申出をします。

別紙

協定の変更の理由及び協定の変更部分について記載。

【市町村長の同意書の例】

森林整備地域活動実施協定の変更の同意書
(「森林所有者の探索」)

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

市 町 村 長

〇〇年〇〇月〇〇日に申出のあった森林整備地域活動実施協定の変更について、同意します。

※ 協定を締結した地域活動を行おうとする者に送付。

4 森林所有者の探索に対する支援

4 交付額、交付単価

【４－４－１】 積算基礎森林の考え方。

（答）

森林所有者が確知できた森林となります。

なお、森林所有者が確知できなくても、戸籍、住民票、課税台帳（以下「公的書類」という。）若しくは公的書類から探索に必要な情報を整理した資料とあわせて探索の経緯を整理した資料を添付することで積算基礎森林とすることができます。

※地方公共団体向け

公的書類の収集にあっては、第三者による請求が制限されていることから、協定締結者である市町村による公用請求による収集が有効であり、取り組みを進めようとする事業者と連携し必要な情報の提供を行ってください。

なお、情報提供にあっては、各市町村における個人情報の取り扱いに留意してください。

5 森林経営計画作成・森林境界の明確化 に向けた条件整備に対する支援

1 事業内容等

【５－１－１】 具体的な事業内容はなにか。

（答）

森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備（以下「条件整備」という。）に対する支援メニューの具体的な事業内容は、実施要領の別表２の２の１の表中、事業内容欄に記載のとおりです。作業路網とは、作業道、作業路、歩道などの名称で林業活動に供され現状が道になっているものであり、具体的な活動は、「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を踏まえ各都道府県において制定している森林作業道の構造・規格に近づけるために行う活動が対象となります。

工種については作業路網の状況等を踏まえ、交付対象者（地域活動を行おうとする者）が必要に応じ選択的に実施するものとしますが、この地域活動のメニューは森林経営計画の作成や森林境界の明確化の地域活動を行うための支援であることから、公共事業で行うような大規模工事を行うことまでは想定していないので本事業の趣旨に基づき適切に判断してください。

なお、作業路網を一定期間放置したことで強固な草本類などが発生しているなどにより路線の線形を確認することが困難な地域において車両の通行に支障が生じている場合の処理なども含まれます。

また、作業道の点検については支援の対象とはなりませんが、「森林経営計画作成促進」の地域活動である森林調査において、路網の崩壊状況等を把握することは可能なので、「森林経営計画作成促進」の地域活動として報告してください。

5 森林経営計画作成・森林境界の明確化 に向けた条件整備に対する支援

2 対象森林

【５－２－１】 対象森林の考え方。

（答）

条件整備は、「森林経営計画作成促進」や「森林境界の明確化」の地域活動を行うために使用する既存の作業路網の改良活動に対して支援することとしていることから、「森林経営計画作成促進」並びに「森林境界の明確化」の森林整備地域活動実施協定の対象森林内とその対象森林に到達するための既存の作業路網であれば支援の対象としています。

条件整備は、森林経営計画の作成や森林境界の明確化の地域活動を行うために使用する作業路網の改良活動に対して支援することとしていることから、条件整備のみを支援の対象とすることはできません。

【５－２－２】 条件整備の実施箇所は対象森林内に限定されるのか。

（答）

「森林経営計画作成促進」並びに「森林境界の明確化」の森林整備地域活動実施協定に基づき地域活動を実施する対象森林に到達するための作業路網であれば、対象森林外であっても条件整備の対象となりますが、対象森林に到達するまでの作業路網でのみ地域活動を実施することはできません。

なお、交付金の上限額を算出するための積算基礎森林面積は「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の協定の対象とする森林のうち、それぞれの交付金の積算基礎森林とした森林面積となります。（「【５－４－１】交付金の上限額の算出の方法と積算基礎森林の考え方。」を参照してください）。

5 森林経営計画作成・森林境界の明確化 に向けた条件整備に対する支援

3 協定

【５－３－１】 森林整備地域活動実施協定の内容はどのようなものか。

(答)

森林整備地域活動実施協定は、市町村長と地域活動を行おうとする者との間で締結されるものであって、「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の森林整備地域活動実施協定に条件整備として作業路網の改良を実施する目的を加えて、条件整備に関する交付金の交付や返還について規定したものです。協定書の作成に当たっては、以下の記載例を参考にしてください。

また、森林整備地域活動実施協定には条件整備を実施しようとする区域又は既存の作業路網を明示した図面を附属書類として添付してください。

【協定書の記載例】

森林整備地域活動実施協定

(「森林経営計画作成促進」「森林境界の明確化」及び「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」)

(目的)

第１ この協定は、〇〇市【町村】長と第２に定める森林において地域活動を行おうとする者との合意の下、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施を通じた適切な森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、森林経営計画の策定に必要となる「森林経営計画作成促進」及び森林施業等の前提となる境界の明確化を促進する「森林境界の明確化」並びに森林経営計画の作成及び森林境界の明確化に必要となる既存路網の簡易な改良に必要となる「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の実施等に関する事項を定める。

(協定の対象とする森林)

第２ 協定の対象とする森林は、以下のとおりとする。

森林の所在	面積	備考

(交付金の交付の要件等)

第３ 〇〇市【町村】長は、協定に基づき適正に地域活動が行われたと認める場合には、予算の範囲内において協定締結者に交付金を交付する。

２ 交付金の積算基礎森林となる森林は、第２の協定の対象とする森林のうち、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月３０日付け４林政経第８９９号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）別表２の２の１の（２）の③のアの（ア）、実施要領別表２の２の１の（２）の③のイの（ア）、実施要領別表２の２の１の（２）の③のウの（ア）に該当する森林とする。

３ このほか、交付金の交付及びその返還については、実施要領別表２の２の１に基づくものとする。

(協定の期間)

【５－３－２】 森林整備地域活動実施協定の締結はどのような手続により行うのか。

（答）

条件整備として単独の森林整備地域活動実施協定を締結するのではなく、「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の森林整備地域活動実施協定締結時に条件整備として作業路網の改良を実施することを記載してください。

森林整備地域活動実施協定締結の手続きについては「【２－３－３】又は【３－３－３】の「森林整備地域活動実施協定の締結はどのような手続により行うのか。」」を参考にしてください。

【５－３－３】 「森林経営計画作成促進」「森林境界の明確化」の森林整備地域活動実施協定締結後に新たに「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の地域活動を追加する場合の手続は。

（答）

「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の森林整備地域活動実施協定の締結後に新たに条件整備として作業路網の改良を実施する場合は、森林整備地域活動実施協定に定められた手続にしたがって、森林整備地域活動実施協定を変更し「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」として作業路網の改良を実施する目的、条件整備に関する交付金の交付や返還について協定書に規定してください。

【５－３－４】 森林整備地域活動実施協定の変更はどのような場合に行うこととなるのか。また、その手続はどのように行うのか。

（答）

森林整備地域活動実施協定に記載された内容について現状との差異が生じた場合（例えば協定の期間に変動があった場合など）は、森林整備地域活動実施協定に定められた手続にしたがって、協定の変更を行う必要があるのでその旨を速やかに市町村長へ報告してください。

5 森林経営計画作成・森林境界の明確化 に向けた条件整備に対する支援

4 交付額、交付単価

【５－４－１】 交付金の上限額の算出の方法と積算基礎森林の考え方。

（答）

交付対象者への交付額の上限額は、交付金の積算基礎森林の合計面積に実施要領の交付単価 26,000 円（地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付額による 1 ha 当たりの交付単価 52,000 円）を乗じて算出して得た金額となります。

積算基礎森林は、「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の森林整備地域活動実施協定の対象森林のうち、それぞれのメニューの積算基礎森林とした面積となりますが、同一箇所において「森林経営計画作成促進」と「森林境界の明確化」のメニューを同時に実施した場合は、両メニューの積算基礎森林とした面積の合計とするのではなく、それぞれの地域活動における積算基礎森林面積で最大の面積となるものを積算基礎森林面積としてください。

5 森林経営計画作成・森林境界の明確化 に向けた条件整備に対する支援

5 標示票について

【５－５－１】 標示票の作成及び掲示について。

（答）

標示票は、市町村が現地確認を実施する際に、地域活動の実施箇所、内容を明らかにし、現地での確認を円滑に実施するために掲示するものであり、市町村より標示票が配布されます。

現地確認の実施については、市町村から現地確認の日時、現地確認者、現地確認場所について記載された「森林整備地域活動支援対策交付金現地調査及び現地確認事前通知書」により連絡があるので、現地確認を求められた箇所について、標示票に必要事項を記入し、現地確認が行われる日の前日までに現地に掲示してください。

なお、現地確認時に交付対象者が立会により現地確認を行う場合は、標示票の提示を省略することができます。市町村担当者と調整してください。

※地方公共団体向け

標示票の様式は、実施要領（別紙様式第２）のとおりですが、大きさや材質は特に指定しません。

また、現地確認をする際には、交付対象者の立合いを求める場合もあることから、予め交付対象者に現地確認の日時、場所等を 森林整備地域活動支援対策交付金現地調査及び現地確認事前通知書（実施要領 別紙様式第３） により連絡することとしています。

なお、交付対象者の立会により現地確認を実施する場合は標示票の提示は省略できることとしているので、交付対象者と調整して実施してください。

6 実施状況報告等

【６－１】 地域活動等の実施結果を踏まえた報告書について。

（答）

森林整備地域活動支援対策では、「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」、「森林所有者の探索」、「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」のメニュー毎に実施要領 別紙様式第６、別紙様式第８、別紙様式第９、別紙様式第１０の「対象行為の実施状況報告書」により、地域活動の状況を報告する必要があります。

また、「森林経営計画作成促進」のメニューにおいては、森林経営計画の策定又は間伐の実施後に実施要領 別紙様式第７の「施業等の実施状況報告書」により施業等の実施状況を報告する必要があります。

なお、地方公共団体において地域活動等の実施結果を踏まえた報告書の様式（記載方法）や添付資料の指定等があることもあるので、報告書の作成にあたっては市町村に確認をしてください。

「対象行為の実施状況報告書」については 「【６－２】対象行為の実施状況報告書の具体的内容。」を、「施業等の実施状況報告書」については 「【６－３】施業等の実施状況報告書の具体的内容。」を参考にしてください。

【６－２】 対象行為の実施状況報告書の具体的内容。

（答）

「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」、「森林所有者の探索」、「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」のメニュー毎の「対象行為の実施状況報告書」は地域活動終了後に市町村長へ提出してください。

交付金の交付は、「対象行為の実施状況報告書」が市町村長へ提出されたのち、書類審査を経て適当と判断された場合に交付されます。

１．「森林経営計画作成促進」実施状況報告書

主な項目の内容としては、以下のとおりです。

① 実施期間

協定締結日以降、地域活動に要した期間を記載してください。

② 実施者名

地域活動を実施した者の氏名を記載してください。

複数の者で協定を締結している場合は、その代表者名を記載してください。

③ 積算基礎森林面積

面積は小数点第2位までとし小数第3位を四捨五入して記載してください。加算措置の欄には「面積」を記載してください。また、経営委託、間伐促進の場合は備考欄に間伐実施予定年度を記載してください。

「成果を提供する森林」については「【6-4】「森林経営計画作成促進」の実施状況報告書の積算基礎森林面積にある「成果を提供する森林」についてはどのような成果を提供すればよいか」を参考にしてください。

④ 実行経費内訳報告書

協定締結後の地域活動に要した金額について区分ごとに分けて記載してください。

また、単年度予算により交付金の交付を受けて事業を実施する場合は、交付金の交付決定通知後（「交付決定前着手届」を提出した場合は着手予定年月日から）の活動が対象となります。

区分は、実施要領 別紙2の5の（1）に基づき記載してください（「【6-6】地域活動にかかる経費はなにか。」も参考にしてください）。

⑤ 対象森林等位置図

対象森林、森林経営計画策定の合意形成が図られた森林、成果を市町村長に提供する森林、間伐を実施することの同意が得られた森林、不在村森林所有者に係る合意形成が行われた森林などの区域について記載してください。その他、作業道等の路網の情報についても可能な限り記載してください。

⑥ 対象行為等実施状況

活動時間欄は日単位、時間単位のどちらでもかまいませんが必ず単位を記載してください。

また、対象行為の実施箇所欄には林小班名等、対象行為の具体的内容には「森林情報の収集」「森林所有者との打ち合わせ」などを記載してください。

⑦ 地域活動状況写真整理帳

森林調査や現地立会状況等の様子が確認できるように撮影してください。活動番号は対象行為等実施状況の番号を記載してください。

⑧ 添付書類

- ・ 森林経営計画を策定することの同意書の写し又は同意を確認できる書類
- ・ 現況調査等により得られた調査結果
- ・ 地域活動を委託した場合はその契約書の写し
- ・ 森林経営委託契約書等の森林経営の委託に関する契約書の写し
- ・ 計画期間内に間伐を実施することの同意書の写し又は同意を確認できる書類
- ・ 出役簿、作業日報、領収書などの地域活動に要した経費を証する書類等

2. 「森林境界の明確化」実施状況報告書

主な項目の内容としては、以下のとおりです。

① 実施期間

協定締結日以降、地域活動に要した期間を記載してください。

② 実施者名

地域活動を実施した者の氏名を記載してください。

複数の者で協定を締結している場合は、その代表者名を記載してください。

③ 積算基礎森林面積

面積は小数点第2位までとし小数第3位を四捨五入して記載してください。加算措置の欄には「面積」などを記載してください。

④ 実行経費内訳報告書

協定締結後の地域活動に要した金額について区分ごとに分けて記載してください。

また、単年度予算により交付金の交付を受けて事業を実施する場合は、原則として交付金の交付決定通知後（「交付決定前着手届」を提出した場合は着手予定年月日から）の活動が対象となります。

区分は、実施要領 別紙2の5の（1）に基づき記載してください。（「【6－6】地域活動にかかる経費はなにか。」も参考にしてください。）

⑤ 対象行為等実施状況

活動時間欄は日単位、時間単位のどちらでもかまいませんが必ず単位を記載してください。

また、対象行為の実施箇所欄には林小班名等、対象行為の具体的内容には「地上法（簡易な測量）」「地上法（精度の高い測量）」「航測法」などを記載してください。

⑥ 対象行為実施箇所位置図

対象森林、森林境界の合意が図られた森林（測量を行った区域）、不在村森林所有者が現地立会を行った森林、基準点等までを含む性能の高い機器による測量または航測法による森林境界の測量を行った森林などについて記載してください。

⑦ 地域活動状況写真整理帳

森林境界の測量や現地立会の状況等の様子を撮影してください。活動番号は対象行為等実施状況の番号を記載してください。

⑧ 添付書類

- ・ 森林所有者等間で境界の合意が得られたことを確認する確認書の写し
- ・ 境界及び境界周辺の現況写真
- ・ 地域活動を委託した場合はその委託した契約書の写し
- ・ 現況調査等により得られた調査結果（所有者情報も含む）
- ・ 森林境界の測量を行った場合は測量成果（原則として電子データ等による測量成果を提出）
- ・ 出役簿、作業日報、領収書などの地域活動に要した経費を証する書類等

3. 「森林所有者の探索」実施状況報告書

主な項目の内容としては、以下のとおりです。

① 実施期間

協定締結日以降、地域活動に要した期間を記載してください。

② 実施者名

地域活動を実施した者の氏名を記載してください。

複数の者で協定を締結している場合は、その代表者名を記載してください。

③ 積算基礎森林面積

面積は小数点第2位までとし小数第3位を四捨五入して記載してください。探索により判明した所有者名、探索として収集した資料、確知の状況等を記載してください。

④ 実行経費内訳報告書

協定締結後の地域活動に要した金額について区分ごとに分けて記載してください。

また、単年度予算により交付金の交付を受けて事業を実施する場合は、原則として交付金の交付決定通知後（「交付決定前着手届」を提出した場合は着手予定年月日から）の活動が対象となります。

区分は、実施要領 別紙2の5の（1）に基づき記載してください。（「【6-6】地域活動にかかる経費はなにか。」も参考にしてください。）

⑤ 対象行為等実施状況

活動時間欄は日単位、時間単位のどちらでもかまいませんが必ず単位を記載してください。

⑥ 対象森林等位置図

対象森林、所有者が確知した森林などについて記載してください。

⑦ 添付書類

- ・ 地域活動を委託した場合はその委託した契約書の写し
- ・ 探索で収集した資料の写し
- ・ 出役簿、作業日報、領収書などの地域活動に要した経費を証する書類等

4. 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」実施状況報告書

主な項目の内容としては、以下のとおりです。

① 実施期間

協定締結日以降、地域活動に要した期間を記載してください。

② 実施者名

地域活動を実施した者の氏名を記載してください。

複数の者で協定を締結している場合は、その代表者名を記載してください。

③ 対象行為等実施状況

活動時間欄は日単位、時間単位のどちらでもかまいませんが必ず単位を記載してください。

また、対象行為の実施箇所欄には林小班名等、対象行為の具体的内容には「簡易な側溝の設置」「路盤補強」などを記載してください。

④ 実行経費内訳報告書

協定締結後の地域活動に要した金額について区分ごとに分けて記載してください。

また、単年度予算により交付金の交付を受けて事業を実施する場合は、原則として交付金の交付決定通知後（「交付決定前着手届」を提出した場合は着手予定年月日から）の活動が対象となります。

区分は、実施要領 別紙2の5の（1）に基づき記載してください（「【6－6】地域活動にかかる経費はなにか。」も参考にしてください）。

⑤ 対象森林等位置図

対象森林内とその対象森林に到達するまでの作業路網等について改良活動を行った箇所などについて記載してください。

⑥ 地域活動状況写真整理帳

作業路網の改良活動の様子を撮影してください。活動番号は対象行為等実施状況の番号を記載してください。

⑦ 添付書類

- ・ 地域活動を委託した場合はその委託した契約書の写し
- ・ 出役簿、作業日報、領収書などの地域活動に要した経費を証する書類等

【6－3】 施業等の実施状況報告書の具体的内容。

（答）

「施業等の実施状況報告書」は、森林経営計画作成促進の交付金交付後において森林経営計画の策定状況及び間伐実施の達成状況を把握するためのものであり、下記の資料を添付してください。

また、森林経営計画の計画期間の最終日が属する年度までの各年度末までに市町村長に提出することについては、「対象行為の実施状況報告」にある間伐の実施が全て終了した場合は「施業等の実施状況報告」の提出を省略できる場合もあるので市町村長に確認してください。

1. 施業等の実施状況報告書（森林経営計画の策定について報告する場合）

① 「森林経営計画作成促進」実施状況報告書

② 森林経営計画認定書の写し

森林経営計画を認定する認定権者が市町村長で森林整備地域活動実施協定を締結した市町村長と同一の場合又は認定権者が都道府県知事で協定を締結した市町村長あてに当該森林について森林経営計画が認定された旨を通知する場合には、手続きの簡素化の観点から、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の提出を省略している場合もあるので市町村長に確認してください。

③ その他

「対象行為の実施状況報告書」から面積の変更等が発生した場合は、その理由や経緯について必要十分な説明資料を添えて提出してください。原則として「対象行為の実施状況報告書」が提出された翌年度までに森林経営計画が策定できなかった場合については交付金の返還の対象となりますが、自然災害等の交付対象者の責に帰さない場合は返還が免除されます。（「【7-1】交付金の返還はどのような場合に行われるのか。」「【7-2】交付金の返還が免除されるのはどのような場合か。」を参考にしてください。）

2. 施業等の実施状況報告（間伐の実施について報告する場合）

① 「森林経営計画作成促進」実施状況報告書

② 経営委託による施業等の実績（森林整備事業補助金申請書の写し）

間伐を実施したことを確認できる伝票等の写しや実施状況が確認できる状況写真、図面等の書類を市町村長に提出してください。

国の補助事業等により間伐を実施した場合は、補助金申請書、交付決定通知書、検査調書等の書類の写しと間伐の実施状況が確認できる状況写真、図面等の書類を市町村長に提出してください。

③ その他

「対象行為の実施状況報告書」から面積の変更等が発生した場合は、その理由や経緯について必要十分な説明資料を添えて提出してください。森林経営計画期間内に間伐が実施できなかった場合については交付金の返還の対象となりますが、自然災害等の交付対象者の責に帰さない場合は返還が免除されます（「【7-1】交付金の返還はどのような場合に行われるのか。」「【7-2】交付金の返還が免除されるのはどのような場合か。」を参考にしてください）。

【6-4】 「森林経営計画作成促進」の実施状況報告書の積算基礎森林面積にある「成果を提供する森林」については、どのような成果を提供すればよいのか。

（答）

地域活動を実施した結果、森林経営計画を策定することの合意が得られなかった森林や所有者探査の結果については、その成果を市町村長に提供することで積算基礎森林の面積に含めることができます。

所有者情報の内容については、現在の森林の所有者やその居住地等を基本とし、その他森林の現況や施業に対する所有者の意向等、森林経営計画作成に必要な情報を得ることができれば市町村に提供してください。

※地方公共団体向け

提供された成果については、森林簿及び林地台帳へ反映し、当該森林を含めて新たに森林経営計画を策定したいと申し出てきた者、又は森林施業の集約化に取り組む者に対して、市町村長の判断により必要な情報の提供を行ってください。

【６－５】 地域活動の終了後に市町村長に実施状況報告書を提出することとなっているが、複数年の協定を締結して地域活動を行っている場合は全ての地域活動が終了してからでないといけないのか。（精算のタイミングの話）

（答）

地域活動の範囲が広く、複数の区域において同時に地域活動を実施している場合などにおいては、全ての区域で合意形成が終了しなくても、一部の区域において森林経営計画の策定や森林境界の合意形成ができた時点で、対象行為の実施状況報告書を提出して交付金の交付を受け、その後残りの区域の活動を続けることとしても構いません。

このとき注意すべき点としては、次のとおりです、

- ① 活動範囲をいくつかの区域に分けていたとしても、森林整備地域活動実施協定の対象としている森林全体で、活動経費及び積算基礎森林に基づく交付金の上限額を算定し、交付金額が定められます。
- ② 一度積算基礎森林として計上された森林については、その後積算基礎森林とすることはできません。例えば、間伐の合意までが難しかったため、調査の成果を市町村に提供することをもって積算基礎森林とした森林について、その後の活動で森林所有者等の合意が得られたとしても、当該森林は次の実施状況報告書で積算基礎森林として記載することはできません。
- ③ 積算基礎森林の重複を防ぐ観点から、２回目以降の報告書の図面には、前回以前に積算基礎森林とした森林を色分けしてください。
- ④ 単年度交付金の予算で実施する場合は、当年度に要した経費しか認められません。

<精算のルール>

- ① 精算は、協定上の全ての対象森林で行った活動に要した経費と、報告時点までに合意形成等が完了した森林（積算基礎森林）から求められる交付金の上限額と比較し少ない方を交付。
- ② 計上できる活動経費は、１回目の精算であれば協定締結日以降のもの。２回目以降の精算においては、前回の報告以降の活動になります。
- ③ 一度積算基礎森林として計上された森林は、それ以降の積算基礎森林として計上できません。

※地方公共団体向け

一定の成果が上がった段階で精算することも想定しており、協定期間内で精算できる回数は特に決めていません。地方公共団体の交付要綱において、例えば「報告書は〇月〇日までに報告する。なお、報告は年１回限りとする。」など、事務の煩雑化に繋がらないような報告期限を設定してください。

【6－6】 地域活動にかかる経費はなにか。

(答)

対象となる経費については、地域活動に要する経費が対象となり、実施要領別紙2の5の(1)に記載されている人件費、技術者給、賃金、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費が交付対象経費となるので支出経費の区分の出典(支出根拠)を明確に整理してください。

経費については、単年度交付金により実施する場合は、交付決定日以降に実施した経費が対象となります。ただし、交付決定前着手届けを提出した場合は着手予定年月日以降、基金により実施する場合は協定締結日以降に実施した経費が対象となることから市町村長に確認をしてください。

(参考) 実施要領別紙2の2に掲載の対象となる経費の区分と内容

人件費

森林整備・林業等振興整備交付金による事業(以下この表においては「事業」という。)に直接従事する会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等(退職手当を除く。)及び当該職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。

技術者給

事業を実施する上で必要となる技術を有する者(主任技師、技師、撮影技師等)の労賃とする。

賃金

事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

旅費

事業を推進するために開催する会議等に参加する委員及び指導者等の旅費とする。

需用費

消耗品費、燃料費、食糧費(原則として会議等における茶菓子賄料に限る。)、印刷製本費、光熱水料、資料購入費、修繕料等とする。

役務費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、薬剤散布費、わなかけ費、伐倒費、労災保険料、損害保険料(自動車損害賠償責任保険料等)、自動車重量税及び自動車税環境性能割等とする。

委託料

資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料、航空機巡視等の委託料とする。

使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費(机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。)とする。

【６－７】 地域活動にかかる経費はどのように算出するのか。

（答）

地域活動に要した経費について、その支出根拠となる出納簿、領収証、その他証拠となる書類を整理してください。他事業との共通経費については地域活動に要した割合（時間・事業費など）に応じて按分するなど対外的に問われても説明できる整理をお願いします。

例えば、

- 人件費の算出では、従業員の給料等から算出した１時間当たりの単価に、出役簿等に整理されている地域活動に要した時間から経費を算出してください。当事業に専念している場合などは、時間給ではなく日給での管理としてもかまいません。ただし、超過勤務手当を経費として計上する場合には時間単位で管理してください。
- 需用費（燃料費）では、地域活動を行うために車両を利用した場合の燃料代金が想定されますが、出役簿等に照らし合わせ、日数や距離等から按分するなどにより経費を算出してください。
- 地域活動を委託する場合は、交付対象者（委託者）と受託者との間において契約されるものであるため、委託に要する経費については、本来、当事者の間で決定されるべきものと考えますが、交付金の透明性を確保する観点から、交付対象者が地域活動を実施する場合の経費の考え方と同程度に受託者に対し経費を整理しておくよう指導するとともに、地域活動の実施日、実施者、実施箇所等が明記された作業日誌等の書類の作成、保管について契約事項等に加えるなどの対応をお願いします。
- 地域活動に要する備品、資機材（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く）を購入した場合は、備品・資機材購入費として対象経費（課税事業者で確定申告の際に納付する消費税納付額から仕入れに係る消費税額を控除できる場合には消費税額を控除した額）となりますが、当事業以外には使用できないことから、購入した備品、資機材については財産管理台帳などを備え付けて管理してください。

地域活動にかかる経費については、地域活動に要するすべての経費について整理していただくことが望ましいですが、交付額は積算基礎森林面積に交付単価を乗じた額の範囲内で支援されるものでもあることから、必要な経費（交付金の上限額までの）のみ「対象行為の実施状況報告書」に計上することも可能です。

※地方公共団体向け

【６－８】 対象行為の実施状況報告書の確認はどのように行うのか。

（答）

市町村長は、交付対象者から「対象行為の実施状況報告書」を受け対象行為の実施状況を確認した上で交付金を交付することとしています。

また、対象行為の実施状況の確認は、実施要領別表２の２の１の（２）の⑤のウに基づき、交付対象者から提出された書類等の書類審査及び現地確認により行うこととなっています。

書類審査については、

- ① 地域活動の実施状況と対象行為等実施状況の内容に矛盾がないか。
- ② 実行経費内訳報告書の内容と対象行為等実施状況の内容に矛盾がないか（交付対象者が保管している金額の根拠となる証拠書類を提出させ、必要に応じて聞き取り等により内容を確認し、必要に応じ補正させる）。
- ③ 対象行為等実施状況に記載されている内容を証明する施行前後の写真が添付されているか。

について確認してください。

「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の現地確認については、次の手続により行ってください。

- ① 協定ごとに地域活動を行った実施件数（実施箇所）の１０％以上の件数を無作為に抽出し、対象箇所を選定してください。
実施件数（実施箇所）とは、路盤補強、側溝、土留等の工種ごとにカウントしてください（１箇所で複数の工種を実施している場合は併せて１箇所）。
- ② 現地確認の日時、確認の方法等について、交付対象者に通知書により連絡する（必要に応じて、交付対象者の立会を求めることもできる）。
- ③ 現地確認の対象箇所につき、「対象行為の実施状況報告書」に記載されている対象行為等実施状況の内容と、あらかじめ現地に掲出された標示票の記載事項が一致していること、対象行為が実際に実施されていることを確認してください。

なお、現地確認の結果、対象行為の実施が不適切な（対象地の錯誤等）場合は、対象行為の完了とは認めず、交付金の交付を行うことはできません。

※地方公共団体向け

【６－９】 施業等の実施状況報告書の確認はどのように行うのか。

（答）

市町村長は、交付金交付後の森林経営計画の策定状況及び期日までの間伐実施について適切な執行管理を行う必要があり、交付対象者から提出される「施業等の実施状況報告書」について確認してください。

市町村長は提出された報告書について、「対象行為の実施状況報告書」に記載した森林経営計画の合意形成が図られた森林の所在地や面積等と一致するかを確認してください。

内容が異なる場合は、その理由、経緯について必要十分な説明書を添えて報告させることとし、原則として経営計画期間内での実施が不可能となった区域等については交付金を返還するよう交付対象者に指導してください。

報告書に記載、添付漏れがある場合は期日を定めて補正させるよう指導するものとし、補正に従わない場合、又は報告書を提出しない場合は交付金の返還が必要となることを指導してください。

なお、交付対象者から交付金の返還免除を求める書面による申請がなされた場合に限り交付金の返還免除を行えるものとし、市町村長は、検討に必要な根拠資料を交付対象者等から提出させ、交付金の返還の要否の判断について書面により交付対象者等へ通知してください。

7 事業の中止及び返還等

【 7 - 1 】 交付金の返還はどのような場合に行われるのか。

(答)

交付金を返還する必要がある場合は、実施要領別表 2 の 2 の 1 の (2) の⑥のアに該当する場合です。

- 複数の森林経営計画等を対象とする森林を一つの森林整備地域活動実施協定を締結した場合、協定の廃止により交付金の返還が発生する場合は、返還事由が発生した森林経営計画等の対象森林だけではなく、すべての森林経営計画等の対象森林に対して交付した交付金を返還することになります。ただし、返還事由が発生した森林経営計画等を除いた森林経営計画等の対象とする森林について新たな協定が締結された場合には、当該新たな協定の対象森林については交付金を返還する必要はありません。
- 複数の交付対象者が共同で一つの森林経営計画の策定をした場合、一部の交付対象者が計画を遵守せず、森林経営計画の認定取消となった場合は、認定の取消があった全ての交付対象者が交付金の返還となります。
- 当初に作成された森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合は返還となります。以下の取扱いは認められません。
 - ①森林経営計画の統合による森林経営計画終期の延長に伴い、当初の森林経営計画期間を超えて間伐を実施。
 - ②経営委託、間伐促進の支援を受けた森林において、所有者の翻意等により、間伐が実施できなくなったことにともない、支援を受けていない同じ面積の森林に間伐実施を変更。
- 森林境界案作成メニューを活用して作成した森林境界案は、次年度を始期として 2 年以内に森林所有者等へ対し境界の合意形成活動を行わなかった場合は返還となります。
- 森林境界の明確化により確定した面積が、その後の地籍調査の面積と一致しない場合において差額分の交付金を返還する必要はありません。また、増加した場合には追加で交付金を受領することはできません。

【 7－2】 交付金の返還が免除されるのはどのような場合か。

(答)

交付金の返還が免除される場合は、実施要領別表 2 の 2 の 1 の (2) の⑥のイの (ア) から (キ) までに該当する場合は交付金の返還が免除されます。

交付金の返還免除を受けるには、市町村長に対し交付金の返還免除を求める書面により申請し、市町村長から返還免除の通知を受ける必要があります。

交付金返還の免除を求める書面には、森林経営計画が策定されなかった場合などの理由、経緯、免除の理由について記載し、必要な説明書面をそろえて市町村長に申請してください。市町村長において申請書の審査を行い、返還の免除の要否について判断されます。

実施要領別表 2 の 2 の 1 の (2) の⑥のイの (ウ) の「対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合」には森林所有者が死亡した場合も含まれます。

実施要領別表 2 の 2 の 1 の (2) の⑥のイの (オ) から (キ) までの「交付対象者の責に帰さない理由」には、森林所有者等の翻意（地域活動により森林経営計画の策定及び間伐の実施の合意を得たとして交付金を受領した後に、森林所有者等がその合意を破棄したなど）は交付金の返還の免除には該当しません（交付金交付後の翻意は交付対象者と森林所有者等の合意破棄であり合意した者は双方その責を有することになります）。

8 交付金の会計経理

【８－１】 補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から５年間保管すべき証拠書類とは、どのようなものか。

（答）

交付対象者が保管すべき証拠書類は以下のとおりです。市町村長に提出する資料については控えをとって保管するようお願いします。

なお、実施要領に定められた経理書類を保管する必要がある者は、交付金の交付を受けた者であり、複数の者が共同で地域活動を行い交付対象者となった場合には、個々の交付金の交付を受けた者が証拠書類を保管してください。

- 森林整備地域活動実施協定書（添付書類を含む）
- 地域活動を行った結果等について森林所有者等から得た同意書、確認書
- 市町村長に提出した対象行為の実施状況報告書（添付書類を含む）
- 交付金の受け取りを示す受領書
- 対象行為の実施に係る経費を示す書類
 - ・ 対象行為の実施に係る委託契約関係書類
 - ・ 消耗品購入、通信連絡経費の領収書
 - ・ 臨時雇用者等への賃金の支払いを示す書類 等
- 出役簿、作業日誌等の地域活動の実施状況を示す書類
- その他金銭の出納を示す帳簿
 - ・ 金銭出納簿
 - ・ 預金通帳（個人の場合）

※地方公共団体向け

【８－２】 補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から５年間保管すべき証拠書類とは、どのようなものか。

(答)

市町村が保管すべき証拠書類は以下のとおりです。

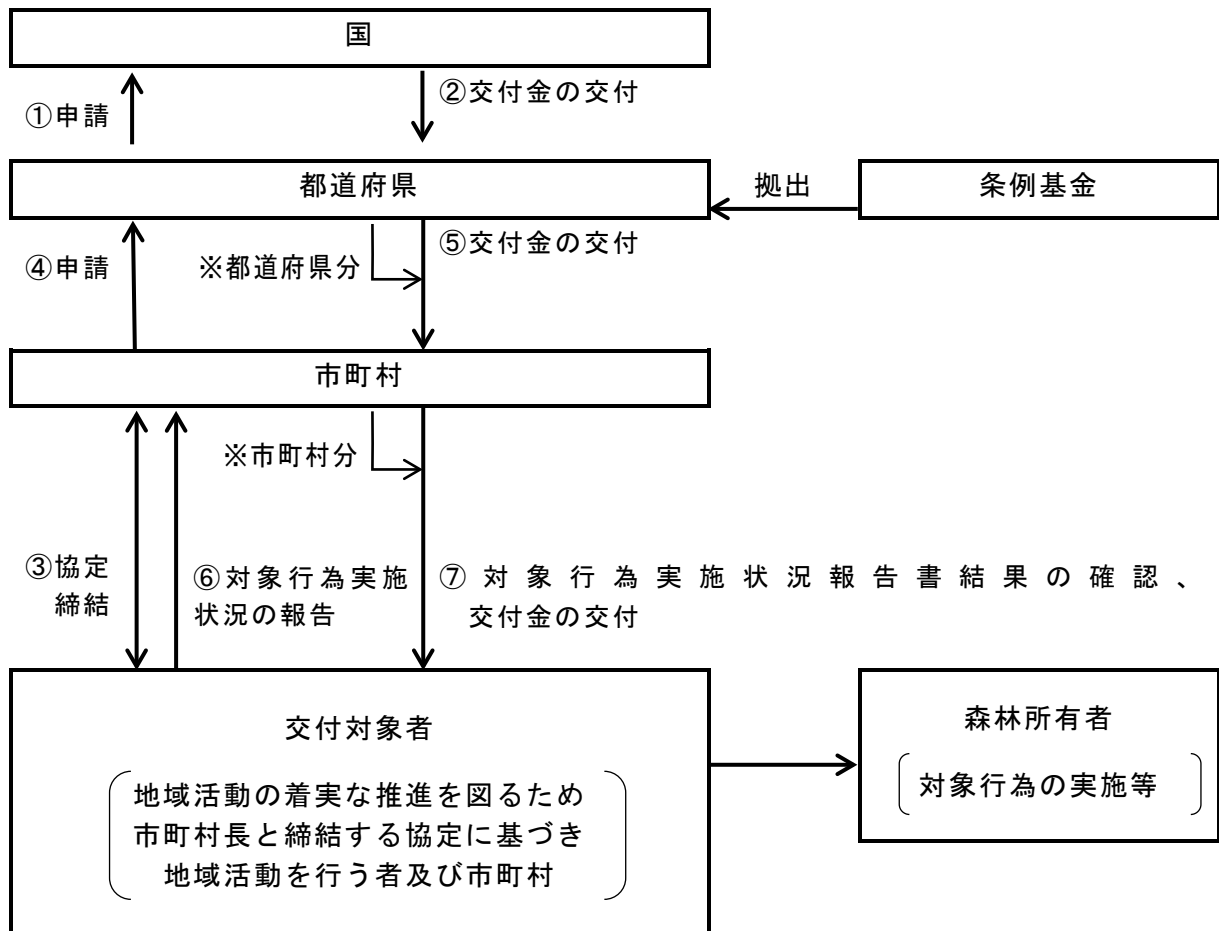
- 予算書及び決算書
- 都道府県への交付金の交付申請から実績報告に至るまでの関係書類
 - ・ 都道府県への実績報告書
 - ・ その他都道府県が別に定める書類
 - ・ 都道府県への交付申請書
 - ・ " からの交付決定通知書
 - ・ " への遂行状況報告書又は概算払い請求書
 - ・ " からの額の確定通知書
- 森林整備地域活動実施協定書（添付書類を含む）
- 地域活動を行った結果等について森林所有者等から得た同意書、確認書
- その他交付金及び推進事務費に関する書類
 - ・ 交付対象者から提出された対象行為の実施状況報告書（添付書類を含む）
 - ・ 積算基礎森林の追加申請書
 - ・ 対象行為の確認野帳
 - ・ 交付金振り込み通知書、交付金支払調書
 - ・ 推進事務実施計画書

9 その他

【 9 - 1 】 国からの交付金はどのような流れで交付対象者に交付されるのか。

(答)

地域活動を行った交付対象者に対し、下図のように都道府県、市町村を通じて交付金を交付します。



- ① 都道府県は積算基礎森林の賦存量等を勘案して国に交付金を申請
- ② 国は都道府県に交付金を交付
- ③ 市町村は、地域活動を行おうとする者と協定を締結（市町村が実施する場合は実施計画書を協定に代えるものとする。）
- ④ 市町村は、交付対象者への交付金の交付に必要な額を都道府県に申請
- ⑤ 都道府県は、市町村からの交付申請に基づき、国からの交付金及び条例基金からの抛出額と都道府県分とをあわせて市町村に交付金を交付
- ⑥ 交付対象者は、協定等に基づく対象行為の終了後、実施状況報告書を市町村に提出
- ⑦ 市町村は、交付対象者からの対象行為の実施状況の報告を受け、報告書の書類審査等により確認の上、対象行為が完了したと認める場合は、都道府県から交付を受けた交付金に市町村分をあわせた金額を交付対象者に交付

【 9 - 2 】 交付決定前に着手する場合のやむを得ない事情とはなにか。

(答)

単年度予算で交付金の交付を受けて地域活動を実施する場合、原則として国からの交付決定通知を受けてから着手するものとなりますが、当該年度においてやむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、都道府県知事は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して林野庁に提出することができます。(実施要領第 11)

交付決定前着手届は事業計画の承認日以降に提出することができ、やむを得ない事情とは、現地での合意形成活動を積雪時期までに行わなければならないなど、具体的なスケジュールを示して理由を整理してください。

交付決定前に着手する必要がある場合には、都道府県知事から林野庁長官等に提出することとなっているので交付決定前着手届の作成・提出にあたっては、都道府県、市町村に相談してください。

【 9 - 3 】 森林整備地域活動支援対策交付金の適切な実施及び返還について（会計検査院の实地検査結果から）。

(答)

平成 29 年次会計实地検査において、交付金交付後の経営計画作成状況及び期日までの間伐実施状況の確認が適切に実施されていない案件が複数の地方公共団体で見受けられたとの指摘があったところです。

都道府県及び市町村におかれましては、地域活動を行おうとする者（交付対象者）に対して周知及びご指導をお願いします。

【会計検査院の指摘を踏まえた林野庁指導文書】

事務連絡

平成30年 2月 7日

森林整備地域活動支援交付金

各都道府県担当課長 殿 殿

林野庁森林整備部森林利用課長

森林整備地域活動支援交付金事業の適正な実施について

森林整備地域活動支援交付金事業については、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るために、都道府県に対して森林整備地域活動支援交付金を交付し地域活動を支援してきたところです。

このたび、平成29年次会計実地検査において、交付金交付後の経営計画作成状況及び期日までの間伐実施状況の確認が適切に実施されていない案件が複数の地方公共団体で見受けられたとの指摘があったところです。

つきましては、本年度開催しました都道府県のブロック会議等において周知させていただいたところですが、下記のとおり、今一度、都道府県を通じて市町村及び交付対象者への制度の周知徹底・指導を重ねてお願いします。

記

- 1 市町村及び交付対象者に対して、実施結果報告書提出の翌年度までに森林経営計画の策定や間伐等の実施を行うことの重要性について周知すること。
- 2 市町村に対して、交付金交付後の経営計画の策定状況及び期日までの間伐実施状況を確実に確認できるような証明書類を交付対象者から提出させるなど、確認の体制を整備するよう指導するとともに、支援交付金の返還又は返還の免除の処理に当たり、交付対象者から根拠資料を提出させるなど、森林経営計画の策定及び間伐等の実施が行われていない理由や経緯等を十分に把握するとともに、原因分析を十分に行うことができる体制を整備するよう指導すること。

【不適正事例】

- (1) 森林経営計画作成促進活動事業完了後の実施結果報告書の提出の翌年度に、森林経営計画を策定し認定を受けなかった事例、認定された森林経営計画期間内に施業（間伐等）が行われなかった事例について

＜事例1＞

市は、交付対象者に森林経営計画の作成の促進のための地域活動を実施したとして支援交付金を交付していたが、市はその後の状況を把握しておらず、森林経営計画の策定が行われず、これに係る証明書類が提出されていないのに督促を行わないなど完了状況の確認を全く行っていなかった。

＜事例 2＞

市は、交付対象者が実施結果報告書の提出の翌年度までに森林経営計画の作成の促進のための地域活動を実施したとして、支援交付金を交付していたが、市は、交付対象者から、従業員の離職等による労働力の不足により計画の終期までに計画区域の一部の森林の間伐を実施し、残りについては間伐を実施できなかったとの説明を、口頭により受けていた。交付対象者は、同時期に対象森林以外の森林において他の事業者の間伐等の施業を請け負わせるなどして間伐を実施していることから、労働力不足は間伐未実施の直接の理由にはならないものであったが、市は実施できなかった理由や経緯について、根拠資料に基づいた把握、分析を十分に行わないまま、これが自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由に該当するとして、間伐未実施森林に係る交付金の返還を免除していた。

- (2) 森林経営計画認定済みの区域において、施業集約化促進活動（注：平成 29 年度までの事業）実施結果報告書の提出のあった翌年度に施業等が行われなかった事例について

＜事例 1＞

村は、交付対象者が施業集約化の促進のための地域活動を実施したとして、支援交付金を交付していた。村は、交付対象者から実施結果報告書の提出の翌年度までに間伐の実施が行われなかったこと及びその理由を口頭により報告を受け、その理由が支援交付金の返還を免除する事由に該当するとして、返還を免除することとしていた。しかし、村は、支援交付金の返還の要否の検討に当たり、間伐の実施が行われなかった理由等を確認するための根拠資料を徴取せず、根拠資料等に基づいた把握、分析を十分に行わないまま支援交付金の返還を免除することとし、その旨を口頭により交付対象者に連絡していた。

＜事例 2＞

市は、交付対象者が施業集約化の促進（注：平成 29 年度までの事業）のための地域活動を実施したとして支援交付金を交付していた。市は、翌年度の間伐等の実施状況の確認に当たり、間伐に係る国庫補助金の交付申請書を用いて確認していたが、市が確認に用いた交付申請書は、支援交付金の積算基礎森林以外の森林も多数記載されていて、積算基礎森林に該当する森林が区分して示されておらず、積算基礎森林の一部において間伐が実施されていないことを把握しておらず、完了状況の確認を十分に行っていなかった。

【参考推奨事例】

市町村が、森林経営計画の策定や間伐等の実施が行われなかった理由や経緯を交付対象者から根拠資料等を徴取して確認した上で、支援交付金の返還の免除を行っていた事例

市は、交付対象者が施業集約化の促進のための地域活動を実施したとして、支援交付金を交付していた。そして、市は、交付対象者から、3分の1の面積について、実施結果報告書の提出の翌年度までに間伐の実施が行われなかったこと及び当該理由を、自然災害によるものとして被害状況写真や間伐が実施できない箇所を示した図面等の書面により報告を受け、当該理由が支援交付金の返還を免除する事由に該当するとして、返還を

免除することとし、その旨を書面により交付対象者に連絡していた。

支援交付金の返還の免責については、平成30年度からの実施要領において、「市町村長は、交付金の返還を求める交付対象者から、交付金の返還免除を求める書面による申請がなされた場合に限り交付金の返還免除を行えるものとする。免除を求める書面には、翌年度までの計画策定や、計画期間内の施業等が行われなかった場合（「対象行為の実施状況報告書」と「施業等の実施状況報告書」の実施結果が異なる場合も含む。）は、その理由、経緯について、その他の免除理由についても必要十分な説明書面を添えるものとする。市町村長は、必要に応じて免除申請した交付対象者に説明資料の補正を求める等、交付金の返還の要否について十分な検討を行うこと及び検討に必要な根拠資料を交付対象者から提出させ返還の要否を判断するものとする。市町村長は、交付金の返還の要否の判断については、書面により交付対象者に通知するものとする。

以下の（ア）から（キ）に掲げる場合には、市町村長は交付金の返還を免除することができる。

- （ア） 対象森林が転用されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合であって、当該転用が公用又は公共用を目的としている場合
- （イ） 公用又は公共用を目的として対象森林が転用されたために森林法施行令（昭和26年政令第276号）第3条に定める基準に適合しなくなったため森林経営計画等の認定の取消しを受けた場合
- （ウ） 対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合（交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。）
- （エ） 交付対象者が死亡したこと等に伴い協定の全部又は一部が廃止された場合
- （オ） 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により地域活動が実施できなくなった結果、協定の全部又は一部が廃止された場合
- （カ） 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により森林経営計画が策定されなかった場合
- （キ） 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により、森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合

なお、29年改正通知に基づく、「森林経営計画作成促進」、「施業集約化の促進」、「森林境界の明確化」及び「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に対する支援の交付対象となった者の返還の免責については、これに準ずる。」としたことから、当該規定を踏まえた対応を採られたい。

※： 原則的に（オ）、（カ）、（キ）の「その他交付対象者の責に帰さない理由」に、「森林所有者の翻意」は該当しません。これは、特に間伐を行う場合の交付金の支援目的は、森林所有者との合意形成を得るために、間伐の施業プランを作成し収支計算を示した上で説明を行うために必要な作業費用等を支援することを目的としており、活動を行って合意を得たとして交付金を交付された後の「翻意」は、交付対象者と森林所有者の合意破棄であり、合意した者は双方その責を有します。

また、施業区域の周辺森林所有者等との間のトラブルを回避するために必要な合意形成も地域活動に含まれています。

※地方公共団体向け

【９－４】 森林整備地域活動実施協定締結後に実施要領が改正された場合の協定の扱いはどのようにするのか。

（答）

森林整備地域活動実施協定が締結された対象森林において、実施要領が改正された場合、改正以降に実施する地域活動については、改正後の実施要領が適用されます。

なお、協定期間終了後において協定違反となるような事態が生じた場合には、協定締結時の実施要領等に基づく返還の規定が適用されます。

「森林境界の明確化」事業実施のマニュアル

第1 目的及び適用範囲

このマニュアルは、森林境界の明確化における測量において必要な事項を定めたものであり、測量の方法により必要な精度を確保することを目的とする。

また、林野庁と国土交通省との連携については、「森林境界明確化と地籍調査等との連携について」（平成25年3月26日付け24林整計第293号国土籍第705号農林水産省林野庁森林整備部計画課長、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長連盟通知）（以下「連名通知」という。）に基づき、森林地域における地籍調査が円滑に実施されるよう、必要に応じて当該測量の成果等を地籍調査担当部局へ提供するものとする。

第2 計画・準備

1 既存情報の整理

事業実施に当たっては、事前に各市町村の地籍調査部局と事業実施箇所や時期等について調整を行い、森林境界の明確化の成果を地籍調査へ活用することを検討する場合には、そのことを念頭においた適切な手法・精度での事業実施を検討する。

また、境界明確化を計画する森林の森林計画図や森林簿等の既存資料から、当該森林の区域及び森林所有者情報を確認する。

2 土地への立ち入りの承諾

境界明確化を実施する森林及び隣接する森林の所有者に対し、土地への立ち入りについて、あらかじめ承諾を得ておくものとし、必要に応じて測量手法等についての説明を行う。

第3 現地調査・測量

1 使用機器

測量に用いる機器は、測量の正確性を確保するため、作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整を行うものとする。

「地上法（精度の高い測量）」の適用を受ける測量にあつては、一問一答3-1-5に掲げる機器と同等以上の性能を有し、点検整備し性能が確保された機器を使用しなければならない。

2 現地調査・測量

森林所有者若しくは森林所有者から委任を受けた者の立会の下、森林境界の確認を行い、隣接者双方の同意を得て境界杭（測量杭）の埋設を行う。

その後、近辺に基準点等（4を参照）が設置されている場合は基準点等を既知点として境界杭（測量杭）の測量を行い、得られた成果を整理する。

なお、「地上法（精度の高い測量）」の適用にあつては、必ず基準点等を既知点とした測量を行うものとし、複数の基準点等と結合させ、境界杭の具体的な測量の方法

については、測量法第 33 条第 1 項に定める「作業規程」に基づいて行うこと。

リモセンデータを活用した（以下「航測法による」という）森林境界明確化をする場合には、「航測法による森林境界の明確化事業実施のマニュアル（令和 7 年 4 月林野庁森林利用課）」に沿って、航空レーザ計測データを解析して得られた資料や森林計画図等の既存資料を活用して「森林境界案」を作成するものとし、必要に応じて現地調査を行うものとする。なお、航空レーザ計測データについては測量法第 33 条第 1 項に定める「作業規程」に基づき計測されたデータを活用すること。

3 境界杭

測量に使用する境界杭は「合成樹脂」等の耐久性に優れた材質のものを使用し、視認性の高い形状とする。境界杭は、移動や浮沈のないよう堅固に設置するものとし、側面等に、測量実施年度と杭番号を記載したプレートの設置若しくは杭自体への記載を行うこと。（年度と杭番号例：R04-0001）

測量において仮杭が必要な場合は境界杭と明確に区別できるものとする。

4 基準点等

基準点等は、国土地理院が設置する基本三角点（電子基準点を含む）若しくは基本水準点、公共基準点及び地籍調査等により設置され成果の認証を受けた基準点等とする。（以下「基準点等」という。一問一答 3—1—6 を参照）

第 4 成果の取りまとめ、実績報告等

1 測量野帳及び図面等の整理

測量野帳及び図面の作成にあつては連名通知の「別紙 1～4」を活用して整理するものとする。

「地上法（精度の高い測量）」の適用を受ける場合にあつては、国土調査法施行令別表第一に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値で整理するものとする。

2 森林所有者への成果の提供

作成した成果（測量野帳及び図面等）については、森林所有者へ提供するものとする。

なお、航測法により森林境界案を作成した場合は、説明会等を開催し、森林所有者から当該境界案について同意を得たものを成果として作成するものとする。

3 実績報告

実績報告に整理した成果品を添付して報告を行う。

成果品にあつては、①森林所有者からの同意書、②測量成果野帳（データ）、③測量図面、④その他関係資料とする。

なお、航測法により実施し、森林所有者が不明若しくは森林境界案に不同意により確認できなかった場合は、その旨整理して報告するものとする。

第5 その他

1 安全の確保

森林での作業は急峻な場所等危険を伴うことを想定し、作業者の安全の確保について適切な措置を講じるものとする。

24林整計第293号
国土籍第705号
平成25年3月26日

各都道府県林務担当部長 殿
各都道府県地籍調査担当部長 殿

農林水産省林野庁森林整備部計画課長
国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長

森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について

森林経営計画の作成や森林施業の集約化等を進めるためには、森林所有者等の情報の整備が不可欠であり、特に森林所有者が不在村化、高齢化している中で、森林の相続等を契機として森林境界の把握が難しくなっている場合も生じていることから、森林所有者の特定や森林境界の明確化を図ることが課題になっている。

一方、森林地域における地籍調査についても同様の理由により、その一層の促進が必要になっている。

このため、林野庁と国土交通省が密接に連携を図りつつ、林野庁は森林整備加速化・林業再生基金等による森林境界の明確化の活動（以下「森林境界明確化活動」という。）を支援するとともに、国土交通省は森林地域における地籍調査や山村境界 基本調査（以下「地籍調査等」という。）を推進して当該地域の地籍整備に努めているところである。

また、森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）により、他の行政機関が保有する森林所有者の情報の利用や提供に関する規定が新たに措置されており、森林境界明確化活動や地籍調査等の情報等をもとに森林情報の整備が進められている。

こうした中、森林境界の明確化を一層推進するため、森林境界明確化活動と地籍調査等の連携を強化し、下記に留意して取り組まれるようお願いする。

おって、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしくお願いする。

記

1 森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について

- （1） 都道府県及び市町村の林務担当部局（以下「林務担当部局」という。）及び地籍調査担当部局（以下「地籍調査担当部局」という。）は、森林境界明確化活動が効果的に実施されるとともに、森林地域における地籍調査等が円滑に実施されるよう、これらの実施予定箇所や実施時期等について事前に調整を図るものとする。

- (2) 林務担当部局は、森林境界明確化活動の成果を後年度の地籍調査等に活用するため、次の点に留意して森林境界明確化活動を実施するよう当該活動の実施主体に指導又は助言するものとする。

- ア 境界杭は、耐久性に優れた材質のものを使用し、視認性の高い形状とすること。
- イ 森林境界明確化活動の実施予定地の近辺において、地籍調査等による基準点や図根点が設置されている場合は、当該基準点等と境界を明確化した森林との位置関係がわかるように測量等を実施すること。
- ウ 森林境界明確化活動により作成した成果品については、地籍調査等が実施されるまでの間、事業主体において適切に保管するとともに、地籍調査等に有効に活用されるよう努めること。

- (3) 林務担当部局は、森林境界明確化活動の成果について、森林GISにより森林境界用のレイヤーに保存するなどして森林境界が明確化された箇所を記録し、森林簿及び森林計画図に速やかに反映させるとともに、当該活動の成果が地籍調査等に活用されるよう地籍調査担当部局に必要な応じて次の資料を提供するものとする。

また、地籍調査担当部局は、当該資料を有効に活用して森林地域の地籍調査等の円滑な推進に努めるものとする。

- ア 森林境界明確化土地一覧（別紙1）
- イ 森林境界不明土地一覧（別紙2）
- ウ 森林境界保全簿（別紙3）
- エ 森林境界保全図（別紙4）
- オ その他（位置図及び森林計画図等）

- (4) 地籍調査担当部局は、森林地域において地籍調査等を実施した場合は、その情報を林務担当部局に提供するものとする。また、林務担当部局は、当該情報を森林簿及び森林計画図に適切に反映するよう努めるものとする。

2 森林地域における地籍調査等の促進について

地籍担当部局及び林務担当部局は、連携して森林組合等の林業事業体等に対し森林地域における地籍調査等の必要性について一層の周知を図るとともに、当該地域の地籍調査等が円滑に実施されるよう関係団体等と協力しながらその促進に努めるものとする。

[illegible]

森林境界保全簿(森林調査票)

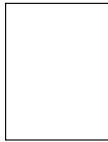
[illegible]

森林境界保全図

〇〇市〇〇町〇〇の一部

No. 〇/〇

縮尺:



凡例(現況情報)	

測量年月	
作成年月	

※地方公共団体向け 【参考：森林整備地域活動支援対策交付金の変遷】

年度	見直しの内容等
平成 14 年度	森林所有者等による施業の実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動を支援するため森林整備地域活動支援交付金が創設。（都道府県に基金を造成し交付金を交付）
平成 19 年度	施業の集約化活動を促進するため林業事業体等による施業の集約化に必要な「森林情報の収集活動」を追加。
平成 21 年度	境界が不明なため施業の集約化や施業の実施に支障を来している森林において林業事業体等が実施する「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」を追加。
平成 23 年度	森林施業の集約化に対する支援を重点化し、これまでの支援内容を「森林経営計画作成促進」、「施業集約化の促進」、「作業路網の改良活動」に見直し。
平成 24 年度	森林経営計画制度の施行に併せて、森林の経営の委託を受けて森林経営計画を作成し、計画的に集約化施業を行う取組を重点的に支援することとした。
平成 26 年度	不在村森林所有者の合意形成活動や境界の確定に対して加算措置を設定するとともに、森林経営計画作成や施業集約化を進めるために必要な「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」を追加。 平成 26 年度をもって基金への積み増しは終了。平成 27 年度から単年度交付金化。
平成 27 年度	森林施業等の実施の前提となる境界の確認を促進するため「森林境界の確認」を追加。 これまで境界不明瞭の森林における活動と一体的に実施していた境界の確認を単独で実施することも可能とした。
平成 29 年度	「森林境界の測量」を追加。（「森林境界の明確化」のメニューを設置し「森林境界の確認」、「森林境界の測量」を種別とした。）
平成 30 年度	森林整備地域活動支援交付金を一括交付金化し「林業成長産業化総合対策」の「林業・木材産業成長産業化促進対策」の「森林整備地域活動支援対策」とした。 都道府県が作成する構想（5カ年）に位置づけた事業計画（3年限度）に沿って複数年の支援をすることとした。 平成 31 年度からの新たな森林管理システムにおける森林所有者の意向を確認するため平成 30 年度に限り「意向調査の事前準備推進」のメニューを設置。 「施業集約化の促進」メニューを廃止。

令和２年度	「経営計画作成促進」の「不在村森林所有者加算」の「森林の位置情報の確認」を廃止し、ＩＣＴ技術を活用して境界を作成する取り組みに対する加算措置として「森林境界の明確化」の「森林境界の測量」に「ＩＣＴ技術加算」を追加。 新型コロナウイルスの影響に対して林業としての雇用維持や現下の森林・林業の課題の解決のための緊急的な支援のため「林業経営体等能力向上支援対策」を実施。その中で「森林整備地域活動支援対策」の「森林境界の明確化」として令和２年度に限り「森林境界案の作成」を追加。
令和４年度	協定締結以降、交付対象者が協定の対象とする森林を買い入れにより自己の森林となっても、協定の変更は不要とした。ただし、次期協定締結時は、自己の森林となる。 「森林境界の明確化」に性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合する取り組みに対する加算措置として「精度向上加算」を追加。 「森林境界の明確化」の「森林境界の確認」メニューを廃止。
令和５年度	一括交付金「林業・木材産業循環成長対策交付金」に改正。 「森林境界の明確化」にレーザ計測データ等を活用し、境界推測図の作成及び地元精通者（第三者）の確認を行う「森林境界案の作成」を追加。 戸籍、住民票、課税台帳等の公的書類を活用して所有者を探索する「森林所有者の探索」を追加。 「間伐促進」について、森林経営計画の変更を行わなくても森林調査等の活動に対しても支援。なお、「経営委託」で実施した森林は対象外。
令和８年度	交付単価の見直し 森林境界の明確化の個別メニューの名称を変更（森林境界の測量→地上法（簡易な測量）、精度向上加算→地上法（精度の高い測量）、リモセン加算→航測法）。 それに伴い交付単価の考え方を、地上法（精度の高い測量）及び航測法を加算方式から総額方式に変更。